

衆議院 第五十六回国会

武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録 第八号

平成十五年五月十二日(月曜日)

午後一時二分開議

出席委員

委員長 鳩山 邦夫君

理事 木村 太郎君 理事 久間 章生君

理事 中谷 元君 理事 浜田 靖一君

理事 前原 誠司君 理事 渡辺 周君

理事 田端 正広君 理事 工藤堅太郎君

理事 浅野 勝人君 理事 岩屋 毅君

理事 白井日出男君 理事 奥山 茂彦君

理事 金子 一義君 理事 上川 陽子君

理事 佐藤 静雄君 理事 佐藤 勉君

理事 菅 義偉君 理事 中本 太衛君

理事 西川 京子君 理事 秋山 教嚴君

理事 林 省之介君 理事 原田 義昭君

理事 松島みどり君 理事 水野 賢一君

理事 森岡 正宏君 理事 山口 泰明君

理事 山本 明彦君 理事 吉川 貴盛君

理事 吉野 正芳君 理事 伊藤 英成君

理事 大島 敦君 理事 大谷 信盛君

理事 大島 章宏君 理事 川端 達夫君

理事 玄葉光一郎君 理事 首藤 信彦君

理事 末松 義規君 理事 中山 義活君

理事 平岡 秀夫君 理事 三井 辨雄君

理事 赤松 正雄君 理事 上田 勇君

理事 中塚 一宏君 理事 樋高 剛君

理事 赤嶺 政賢君 理事 木島日出夫君

理事 今川 正美君 理事 重野 安正君

理事 井上 喜一君 理事 宇田川芳雄君

議員 平岡 秀夫君

議員 前原 誠司君

議員 都築 謙君

議員 川口 順子君

外務大臣

国務大臣 福田 康夫君

(内閣官房長官) 谷垣 禎一君

(国家公安委員会委員長) 石破 茂君

(防衛庁長官) 赤城 徳彦君

(防衛庁副長官) 土屋 品子君

外務大臣政務官 秋山 收君

政府特別補佐人 海老原 紳君

(内閣法制局長官) 小倉 敏正君

(外務省北米局長) 衆議院調査局武力攻撃事態への対処に関する特別調査室長

委員の異動 五月十二日

委員の異動 五月十二日

荒巻 隆三君 上川 陽子君

近藤 基彦君 佐藤 勉君

中山 正暉君 水野 賢一君

大島 章宏君 中山 義活君

桑原 豊君 三井 辨雄君

同日

上川 陽子君 荒巻 隆三君

佐藤 勉君 近藤 基彦君

水野 賢一君 佐藤 静雄君

中山 義活君 大島 章宏君

三井 辨雄君 桑原 豊君

同日

佐藤 静雄君 補欠選任 中山 正暉君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出、第百五十四回国会開法第八七号)

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに

国及び国民の安全の確保に関する法律案(内閣提出、第百五十四回国会開法第八八号)

自衛隊法及び防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第百五十四回国会開法第八九号)

安全保障基本法案(一川保夫君外一名提出、衆法第一四号)

非常事態対処基本法案(一川保夫君外一名提出、衆法第一五号)

緊急事態への対処及びその未然の防止に関する基本法案(前原誠司君外三名提出、衆法第一八号)

○鳩山委員長 これより会議を開きます。第百五十四回国会、内閣提出、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び内閣提出の三法案に対する久間章生君外五名提出の各修正案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する前原誠司君外一名提出の修正案並びに一川保夫君外一名提出、安全保障基本法案、非常事態対処基本法案及び前原誠司君外三名提出、緊急事態への対処及びその未然の防止に関する基本法案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。各案審査のため、本日、政府参考人として外務省北米局長海老原紳君の出席を求め、説明を聴取いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鳩山委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤英成君。

○伊藤(英)委員 民主党の伊藤英成でございます。実は、この武力攻撃事態対処法等、本件についての私の思いも含めて本日は質問をさせていただきます。このように思っております。

言うまでもありませんが、民主党は、結党したとき、九八年四月に結党いたしましたけれども、私自身としても、新しくつくる民主党が文字どおり政権を担う政党として、これから大きく発展をさせよう、そして私たちが政権を担って日本の運営に、こういう思いで党をつくりました。そのときの基本政策の中にも、緊急事態法制の整備の必要性について、私どもはそこうたってきたわけです。

そして、翌年、九九年の六月には、民主党として、私が座長になりました。安全保障基本政策というものを取りまとめました。その安全保障基本政策の中にも、緊急事態法制の整備についてさらに詳しく、考え方も含めてそこに述べてきたつもりです。

そして、昨年の通常国会、このいわゆる事態法につきまして、私自身も本会議場で党の責任者として代表質問に立ち、そしてまた、事態特の筆頭理事として昨年一年間この問題について取り組ませていただいております。私自身としても、ぜひとも国民のための緊急事態に対処するすばらしい法律として成立をさせたい、こういう思いであります。

昨年の八月に、この事態特のメンバーで理事が中心になりました。欧州各国に緊急事態の法制に

ついでに調査に参りました。そのときに実は、私は、ドイツに参りましたときに、ドイツが、この緊急事態法制についてのドイツの基本法の改正等、そのときの政治状況はどういう状況であったかということをお聞きしました。そのときにドイツの代表の方は、ちょうどドイツが一九六六年から六九年まで大連立の時代でありました、まさにそのときに法整備を行った、こういう状況であります。

現在、日本の状況は、もちろんそういう状況ではありません。しかしながら、私は、こういう法律の性格上、いわば有事法制という性格上、与党だけで成立させてしまうというようなことはあつてはならないだろう、もしもそういうふうにしたならば、それは本当には使えない物にならないかもしれない、私としてはそのように思っておりますし、そういうふうには思いたくないものだ、こんなふうに思います。

そこで、突然ですが、久間委員にお伺いいたしますが、私が今申し上げたそういうような形で今回のこの緊急事態法制の問題についてぜひ、与党だけではなくて野党も一緒になって本当にいいものにつくり上げたい、こういうふうには私には思いますが、そのことについての気持ちあるいは決意、それについて伺いたします。

○久間委員 私どもが今回修正案の提出者になりましたのも、これまでのいろいろな審議をお聞きしながら、やはりこういう点については現在の政府提案を変えた方がいいんじゃないかという思いがあつて出したわけでありました。そういう意味では、少しでもたくさんの方の意見の集約を経て、全員とは言いませんけれども、七割、八割の賛同を得ながらこういう法制を整備されるのが望ましい、大変いいことだ、そういうふうには思っているところであります。

○伊藤(英)委員 もう一つ、意欲といいたし、その辺について私としてはしっかりと答弁していただきたい、こういう思いであります。今回、民主党が緊急事態への対処及びその未然

防止に関する基本法というものを提出しております。もちろん武力攻撃事態についての修正案も出してありますが、そういう形で出してあります。それで、民主党の提案者に伺いますが、今回民主党の出しているこの基本法について、実はこの基本法も、私自身としても去年の五月段階でほぼ似たような形の基本法、もし出すとすればこういうものをといて考えてみた話なんです、私自身もそういうものについてしっかりと基本法をつくつてこの問題に取り組むということとは非常に重要な話だ、こう思っています、民主党の提案者に、今回のこの基本法を出している考え方について、この場の人たちが、あるいは国民にもしっかりと知っていただくためにも、その考え方を述べていただきたいと思ひます。

○前原議員 今お話をされましたように、もともと筆頭理事を伊藤先生が務められて、また党内の緊急事態法制の座長を長らく務めておられましたので、そちらでお話しいただいてもいいことかと思ひますけれども、提案者からもしっかりとこの場で発言をせよということだと思ひますので、御答弁をさせていただきたいと思ひます。

そもそも、憲法の中には緊急事態に対する規定というものがございません。したがって、先ほどボン基本法との兼ね合いをおっしゃいましたけれども、ボン基本法には、ドイツの憲法には、緊急事態における国のあり方、そして国が例えば国民の権利、自由をどう考えていくのか、協力を制をどう考えていくのかということ、緊急事態を前提にした文言がございまして、我が国にはそういうものがございません。したがって、基本法というものを、我々は準憲法的なという位置づけをあえて申し上げたいと思ひますけれども、基本法をつくつて、緊急事態における例えば国の責務、対処に対する基本的な理念、あるいは民主的統制のあり方、そしてまた緊急事態において憲法で保障された国民の権利、自由というものをどう保護していくか、そういった考え方をしっかりと書くべきだろうという

ふうには思っております。しかしながら、政府案あるいは与党の修正案にいたしましても、武力攻撃事態対処法というものは設計図が極めて悪いという認識を持っております。基本法的な基本理念、そして具体的な法律、そしてまたプログラム法という三つのものが混在しているわけでありまして、そういう意味から、我が党が出している基本法をもとに設計を直すということが望ましい修正のあり方だということに考えて、提案させていただきました。

○伊藤(英)委員 与党の久間理事に伺いますが、今のようないくつかの極端な重要な考え方と思ひますし、今回の、いわば今いわゆる修正協議というのが行われているわけでありまして、その中にも、この問題は、こういう形あるいはその精神を酌んだ形にぜひすべきだと私は思ひますが、与党理事としていかがですか。

○久間委員 今憲法調査会で行っている議論が、憲法の議論がされておりますけれども、そういう中でも、そういう緊急事態に対応する規定があつていいんじゃないかという意見が非常に強いわけでありまして、それを法律でカバーしようとするときに、いろいろと個別法でやつていくわけでございますけれども、そういう基本法的なものがあつた方がいいんじゃないかという意見は、確かに御指摘のとおりかもしれませぬ。

しかしながら、今民主党さんが出されてきました基本法を見ますと、災害、原子力あるいはまたテロ、いろいろなものを網羅しておりますけれども、これで全部網羅しているかどうかも含めて、その法案の中身についてはやはりもう少し議論をする必要がございますので、今直ちにこの基本法案に賛成かと言われましても、それは言えないという立場でございますけれども、これらについては、多くの国民の世論を背景にしながらどういう方向に持っていくか一番いいのか、これから先の検討すべき、できるだけ早く結論を得べき問題じゃないかという認識は持っております。

と認識をされて、今後いろいろと検討していかなくやならないという認識のようでありまますから、これはぜひこれから鋭意進めたいと思ひたい、こう思ひます。

次に、基本的人権の問題であります、民主党としても、先ほども申し上げたように、党の立派のときもそうでありまして、先ほど申し上げた民主党の安全保障基本政策の中にも、シビリアンコントロールの問題と、そして同時にこの基本的人権並びに表現の自由等、こうしたことについての重要性、そのためにこそこのいわゆる緊急事態法制というのはやるんだということを私ども述べているわけでありまして、この基本的人権について、与党として民主党の考え方についてどのよう

○久間委員 基本的人権を確保していくということにつきましては、憲法の規定もございまして、そしてまた、今度政府が出しました法案の中におきましても三条四項でその理念が生かされておるわけでありまして、

これで十分でないからというふうなことで修正案を出されたのかもしれないけれども、基本法の中に盛り込まれておる事項等を見ましたときに、やはり、さはさりながら、ではこれに盛り込まれなかった点については扱いはどうなんだ、そういう思いもございまして、これらのいろいろな規定の表現の仕方については、いろいろあるかと思ひますが、私どもとしては、現在政府が出してきているこの案については、大体憲法上確保しなければならぬ問題点が網羅されている、そういうような認識をいたしておりますために、修正案としては提案しなかつたわけでありまして、したがって、この問題については、なお引き続き検討させていただきたいと思ひますけれども、私は、今の段階では、政府の原案で、基本的人権を守らなければならないというのは、平時においてだけではなくて、こういう武力攻撃事態等においてもそうだとすることがこの条項によって確保されておる、そういう認識でございます。

○伊藤(英)委員 本日は順序が逆で、最初に民主党の考え方を聞いた方がよかつたのかも少し残念。順序が逆になりますけれども、もう一度、今度は民主党の提案者からこの基本的人権等についての考え方を述べていただけますか。

○平岡議員 今、久間提出者の方からも、憲法における基本的人権の規定とこの武力事態対処法における基本的人権の規定の関係のお話がありました。

確かに、憲法というものは法律の上位にある法規範でありますから、当然に、憲法に書かれていないことはこの武力攻撃事態対処法においても守らなければならない、そういう位置づけであるとは思っていますけれども、ただ、緊急事態というのは、より迅速かつ強力な対処措置が必要になるというふうなことから、憲法に書かれておらずとも公共の福祉というような制約についても、平常時と比較して異なる場合が想定されるというふうなことで人権侵害の危険性が非常に生じやすい、そういう問題があるのではないかと。さらに、過去の我が国の歴史を見ても、こういう非常時に名をかりた思想統制、言論統制が行われていたというふうなことも歴史の中にはあったというふうなことでございます。

そういうことを考え合わせると、憲法で保障している基本的人権の中でも、緊急事態において、ともすれば侵されやすいおそれの強いものについて、入念的にその保障をうたうとともに、権利の救済について重要な事項を明記することが必要と考えました。憲法で既に概括的に規定されていることでありますけれども、さらにあえて我々の基本法案の中に明記させていただいたというふうでございます。

○伊藤(英)委員 久間先生のお話等も聞いていてもうそんなんですが、例えば憲法に述べられているからこれはいんだよという話でももちろんない、もちろんないというか、それは前提になります。そしてまた、さらにわかりやすくこの法の中にもしつかりと物の考え方を述べることは、私は

非常に意味のあることだろう、こういうふうにして先ほど民主党の提案者からも話がありましたけれども、日本の場合に、過去の経緯もある、そういうことを考えれば余計にそうだ、こう思いますし、このことは極めて重要でありますし、国民の多くの方が、この辺がどうなるかということについては非常に心配をされていることだろうと私は思います。そういう意味で、ぜひこのことについても真剣に与党としても考えていただきたい、このように思います。

次に、国会による、私どもの言う民主的統制という問題について伺いますが、これは、特に今回のこの事態法の中で、その事態対処のことについて国会で終了すべきという議決をした場合の、その法文上に明記をする問題であります。実は、おとしになりますね、テロ特措法の平成十三年の十一月の審議のときに、その当時私自身が、当時のテロ特措法についての問題のときにも、自衛隊を派遣して、その派遣のこと、それからまた撤退の問題についても国会の関与を確保すべきだということ、この問題について私からも提起をいたしました。そのときも政府の方からは、私のいろいろな意見に対して、結局は、議院内閣制のもと、立法府が決議等で決めればそれに従いますという見解をそのときも出されました。そして、今回のこの事態対処法の問題につきましても、私が、平成十四年の四月二十六日、本会議で、党を代表して質問をいたしましたときもこの問題を申し上げました。それについて、小泉総理からも、それは国会の議決について尊重いたしますという話をいたしましたし、そしてまた昨年この事態特でも、七月二十四日に、私からこの問題についても明確にすべしということ、発言をいたしました。そのときには福田官房長官が、国会の意思が議院の議決等により明示されれば、政府としてこれを尊重して対応することは当然のことである、すというふうにご答えされました。

私は、国会が機能する、こうした問題について十分に国会によるチェック機能を果たすことはどんなにか重要か、こう思います。そういう意味で、この問題について法文上にしつかりと明記することは極めて重要な意味を持つ、このように思います。与党の提出者はいかがですか。

○久間委員 これまでの答弁で政府側も答えておられるように、国会が決議したときは、終了はまず間違いなくなされると思っております。特に、大統領制と違ひまして、我が国は議院内閣制でありますから、そういう意味では、国会の衆参両院で議決されれば、それは終了するということはまず一〇〇%間違いのないわけでありまして、

そういうことでございますから、法文上に書かなくてもそのように機能すると思っておりますけれども、書くことについてあえてそれを否定する意義もないんじゃないかと思っております。そういう前例が警察法等においてもあるわけでありまして、それは、布告しておるのを、国会が衆参でもう布告の必要性をなしというふうに判断したときは布告をやめるということになっておるわけですから、立法例としてもないことはないわけでありまして、

しかしながら、議院内閣制のもとで、そういうふうなことをされて政府がするよりも、情報その他を早く集めておる政府が、むしろ国会のそういう決議の前にそれはやめるとするのが通常じゃないか。民主党さんがもし政権をとっておられるば、こういう規定があるとなかろうと、国会がそういうふうにするときにはまず最初に自分の方でやめられるというふうに思いますので、あえてこの規定について追加することについて異議は申しませんけれども、そういうようなことを考えますと、それほど必要かなというふうな思いもありません。

○伊藤(英)委員 民主党が政権をとれば、即座にこのように法文の中に明記いたします。それは何かといえますと、国民の代表たる国会がどういふふうな機能するか、そして、こうしたいわば緊急事態に対してどのようにフォロワー、チェックをするか、そういう機能がどんなに重要か、それをしつかりと明記する話は非常に大きな意味があると思っているからです。今、久間提案者は、そういうふうな直すのにやぶさかでないということのようでありまして、これは、即今回、そのように修正をしてくださいます。

それから、今の話にも関連するんですが、国民への情報提供の問題であります。これは民主党といたしましては、修正案の中に国民への情報提供義務ということを盛り込んでおります。これは、国民にしつかりと状況を知らせるといふこと、同時にもう一つは、先ほど来申し上げております、国会がそのチェック機能を果たすためにも、適時適切な情報提供ということも重要である、このように思っております。そのようにすることについて、政府並びに与党はどのように対処いたしますか。

○福田国務大臣 武力攻撃事態におきまして、政府が国会や国民に対して適切な情報提供を行うということは、これは極めて重要なことでございまして、ですから、政府案でも、第九条に対処基本方針の国会承認、第十条に対策本部の設置に係る国会への報告の規定を設けておりました。行政府と立法府の統一の意思のもとで武力攻撃事態に対処していくという考えを明らかにしております。

また、先日の委員会で御説明いたしました国民の保護のための法制につきましては、武力攻撃事態等の状況や被災状況の公表、安否情報の提供など、国民に対する情報の提供についても政府として積極的に取り組むということを明らかにいたしております。

こういうように、政府としては、武力攻撃事態への対処全般にわたって、国会や国民に対する適切な情報の提供に努めていく考えでございます。

○久間委員 このような義務規定を法律で設ける必要があるかどうかは、議論がいろいろあるところだと思っております。しかしながら、政府としては、国民に対して絶えず情報を提供することがやはり国民の方から見ても望ましいことでもありますか。

ら、そのような規定を入れることについてあえてこれも反対ではございませんが、ただ、義務規定を置くことは非常に、何か、では義務規定がなければ政府はやらぬでいいのかわかっていることにも反論すればなるわけですから、そういうことじやないんじゃないかという思いがちよつと残ります。

○伊藤(英)委員 私は、本当は義務規定がなくたってちゃんとやらなきゃいけない話だと思っております。

参考までに申し上げますが、先般、テロ特措法に基づくイージス艦の派遣のとき、私も民主党は、イージス艦の派遣について反対をいたしました。私自身は、責任者として反対の形の意見にまとめたんです。なぜかといいますと、情報をちゃんと流さないということなんです。私は、あのときに、本当に憲法にも問題なく、法律上もそれは可能であつて、本当に必要性があるなら出すことについてやぶさかではありません。しかしながら、その必要性と状況等について幾ら質問をしてもちゃんと答ええない、政府が、だから……(発言する者あり)いや、何を言おうがです。そういう状況だったからこそ反対の形にいたしました。

要するに、きょうはイージス艦の問題じゃないんですが、情報提供ということがどんなに重要かということなんです。だから、さっきの久間先生の意見では、これもそういうふうにするのはやぶさかではありませんというのでありますから、これは、民主党の考え方のように情報提供する義務規定を入れるようにしていただきたいし、そして今後、政府としても本当に、国民に対して、国会に対して情報提供することについて、全力でお願いしようか、十分にそのことについてやっていただくたい、このように思います。——そういうことだから、やってください。

その次に、民主党が、今回、危機管理庁の設置についてこの基本法の中に入れております。これは、今の日本が縦割り行政等々いろいろの問題がある、そのときに、こういう緊急事態に対してど

のように取り組んでいくかといったときに極めて重要な考え方だ、このように思っております。そこで、この問題について本気に取り組んでいくことが必要だ、私はこのように思います。

そういう意味で、官房長官並びに与党提出者に、今後これについてどういうふうに取り組むのか、伺います。

○福田国務大臣 危機事態への対応は大変多岐にわたつております。対応の仕方もさまざまでございます。緊急事態への対応を統括します組織を持つというのも一案ではございますが、既存の組織の協力連携なしには適切な対応はできません。そのため、我が国においては、関係省庁が所掌の業務に依りて的確に対処し、事態によつて関係省庁間の協力連携を図りまして組織の持つ能力を十二分に発揮する、こういうことをするとともに、これら組織の総合調整を機動的、有機的に行うために、内閣官房に關係省庁の危機管理部門を統括する内閣危機管理監を設置するなど、政府全体としても危機に対処する体制を整えてまいりました。

そういうようなことから、現時点で危機管理庁のような新たな組織を設置することは考えておりませんが、政府としては、国民の生命財産を守るために、今後とも緊急事態における危機管理体制について不断の点検を行い、我が国に合ったシステムの整備充実さらに努めてまいらなければいけないと思っております。

○久間委員 民主党さんの案が、アメリカのFEMAみたいなものを想定しながら出してこられたらどうだろうと思っておりますけれども、ただ、日本の場合とアメリカとは若干違いますのは、アメリカは、やはり各州が一つの政府として機能しておりますので、そういうものとの兼ね合いでできておるような気がいたします。

しかしながら、我が国の場合も、危機のときにどうするかの問題については、現在できまされた危機管理監のもとには情報としては集まってくるし、総合調整もできるけれども、各省庁の上部団体としての機能というのはいないんじゃないかとい

うふうな、そういう意見も一方ではございます。また一方では、今、行政改革が言われておりますときに、常設機関としてこういう機関を置いて、しかも、民主党さんの案では全国に地方の事務所までを設けるということになっておりますから、そこまですることが国民の世論に合致するかどうか。その辺については、いまいちゃはり議論をしてみようかと思っております。今直ちにここであの案に賛成かどうかと言われれば、ちよつと賛成すると直ちに言にくい点もございましてけれども、やはり、危機管理におけるそういう主体の組織のあり方、これについては大いに検討してみたいというふうには私たちも日ごろから思っているところでありまして。

○伊藤(英)委員 これは、民主党の提起している内容のこと、それについて、さらにそれをどういうふううに改善した方がいいかという見方は、僕は幾らでもあると思つておるんです。しかし、ああいうようなものは非常に必要なんだろう、こう思うんです。

先回の参考人質疑のときにも、参考人の方から、ぜひこれを、こういう考え方は非常に重要だからということでも推奨をしてくださいという方もいらつしやると思つておるんです。そしてまた、官房長官先ほど言われましたけれども、現在の日本の危機管理監を中心とした云々というのは、体制としては非常に脆弱な体制だと私は思う。そういうことでありますし、ぜひこれは今後真剣に検討すること、そういう形で進めていただきたい、このように思います。

それから、時間が余りありませんが、この武力攻撃事態対処法の施行日の問題なんです。これは私もいろいろなときに、今回のこの法律については、いわゆる国民保護のために、国民のためにやるんですよということ、国民保護法の重要性について何度も申し上げてきたつもりです。そして、この国民保護法制が整備された段階で今回の事態対処法が施行されるという形にすべきだとい

うふううに民主党は考えております。

それは、さつきも申し上げたように、地方公聴会の意見も、非常に説得ある言い方をされた方もいらつしやるし、私はもつともだどという気がするんです。また同時に、もう一つつけ加えれば、先回の、昨年の七月二十四日のときも私は申し上げました。この法律ができて二年以内にと書いてあるんだけれども、国民保護法の整備について、そんなことを待たずに早く体制を整備して、この国民保護法についての整備の準備を進めてくれという話もこの間もいろいろ申し上げたりいたしました。

そして、今取り組んできていらつしやると思つて、去年から比べれば、二年といつたつて、もうあと一年しかないぐらいの感じですよ、実際には。だから、まさにこれから力いっぱい頑張つて、国民保護法制が整備できたならこの対処法は効力を発するといふふうにするのは、私は非常にわかりやすい論理だ、こう思います。どうですか。

○久間委員 国民保護法制と非常に関係のあるような事項といえますか、例えば内閣総理大臣の指示権等については、これはそのような考えもあろうかと思つておるんです。今やはり国民が求めているのは、我が国が武力攻撃事態等の緊急事態になったときに一体どうなるのかという全体像を早く示してくれ、そういう法律がないじゃないかというのが国民の求めているところでございますから、そういう法律については一日も早く成立させて施行させて、その中で国民保護法制と密接な関係がある事項については、今言われたように、もう少し時間をかけていいじゃないかとおっしゃるならば、それもやはりできるだけ速やかに、一年以内に国民保護法制をつくつて、それと同時に施行するといふのも一つの方法じゃないかと思つておるんです。

いずれにしても、この法律を早く通してもらいたい、早く成立させてもらいたいというのが今国内の圧倒的な世論ではないか、そういうふううに受けとめておるところであります。

○伊藤(英)委員 国民は早く通してほしいと言つておるんですが、国民を守るための保護法制がつか

とされていなくて、自衛隊だけが動ける部分を早くしてくれというふうには国民は思っていないと私は思うんです。それは、何のためにこの法律をつくらうとしているかという基本にかかわる問題です。そういう意味で、この国民保護法を一刻も早く整備をしていただいて、それができたら動けるようにするというふうなごひびしていただきたということだと思います。

私に与えられた時間がほぼなくなりまして、これだけにいたしますが、実はきょう谷垣大臣にもおいでいただいて、直接質問する時間がなくなつて申しわけありませんでした。

一つだけ申し上げておきますと、実は私は、今の武力攻撃事態法そのものの中身について、幾つかについて触れました。しかし、何といつても、いわばこういう武力攻撃事態なるものが発生しないようにすることが大事でありますし、起こつたときに、国民みんなが力を合わせて、協力してそれに対処できるようにしなきゃいけませんね。そのときに、では今の予防外交という外交面がどんなに重要かということで、本日はそれについてもちよつと質問しようと思つたんですが、できなかつたんです。

そのことと、もう一つは、私は、今日日本でいろいろなところに遵法精神が国民になくなりつつあるんじゃないかということを非常に心配するんです。この間もテレビでもやっておりましたけれども、例えば犯罪があるところで起こつた。そうしたら、目撃者の人に意見を聞こうと思つたら目撃者が出ないというような話がある。報道もされたりしております。何となく私にはわかる気がするんです。

例えば、交通の今の状況を見てみない。駐車違反、どこでもどこでも駐車禁止ばかりにするものだから、みんなが守らない。本当に禁止すべきところを駐車禁止にする、決めたらそれは守るよいうにするというふうにしなきゃいけない。これはスピードも同じですね。四十キロや五十キロに制限をしているところを九十キロや百キロでばんば

ん走っている。法律は守らなくてもいいかのごとき状況が起こっている。私は、今日の遵法精神をなくさせている役所の一つは、その要因は警察関係そのものじゃないかとさえ思っている。

だから、そういうことも含めて、本当に国民が、法をつくらう守るようにならう、ルールをつくらう守るようにならう、そういうような社会にしなければ、一たん事あるときにみんなが協力してやるようになるかどうか、私は疑問なんです。

だからこそ私は、この国会で小泉総理が施政方針演説をされたときも、代表質問の中で一つ犯罪の問題を申し上げたのは、今の日本の状況は本当にいいんでしようか、そういう意味で、いろいろな決めていくルールも本当によくないならそれを直していこうということ、敢然とそうした改革をやらなければ本当に日本はつぶれますよというつもりで申し上げたつもりなんです。この緊急事態の話も皆同じなんです。

ということで、ぜひそうした意味で取り組んでいただくことをお願いして、済みません、質問できなくて申しわけありませんということをもう一度申し上げて、私の質問にいたします。どうもありがとうございました。

○鳩山委員長 次に、末松義規君。

○末松委員 民主党の末松でございます。

きょうは、質問に入る前に、ちよつと今の議論を聞いていて、前原理事と久間理事の関係で、伊藤先生の方から話をしていた中で、憲法にこういつた緊急事態を規定していない、私は、緊急事態、こういう武力攻撃の敵が侵入してきたような事態というのは、基本的にやはり憲法が崩壊する危険性、その過程に対して、現憲法が守っている国民の権利とか自由なんかをきちんと担保するところがこの法律の必要なことだろと思うんです。

その前原理事の方から、憲法改正というのは、方向的にはそういうことが一番望ましいのかもしれないですが、今実際に憲法改正というのは急には現実問題としてなかなかできにくいということであれば、やはり基本法案として民主党が提出し

ているような形でまとめること、これはまずは憲法との関係できちんとすべきことじゃないかと、そういう意を強くしたんですけれども、再度ちよつと久間先生、憲法調査会で憲法のこととは考えているから後はということ、今はという話ではなくて、そのところをもう少しきちんと御説明いただきたいと思います。

○久間委員 いや、決してそういう意味で言つたわけじゃございませんで、憲法でそういう規定があつた方がいいという議論が憲法調査会でも出ておるし、そして憲法にそういう規定がない現段階でどうした方がいいのか。今、日本ではいろいろな個別法がありまして、それで対応してきている。だから、それはそれで一応機能しているわけですね。

そして、基本法をつくつたときに、今の民主党さんの案では、いわゆる原子力災害あるいはまた災害、こういったことまであるけれども、それらについても災害対策基本法という基本法がございますし、あるいは原子力災害特別措置法という法律もございますから、そういった形との整合性の問題もありませんし、あるいは治安関係については、警察法で内閣総理大臣が布告を出すような形にもなっておりますから、全部そういう形をどういうような構図でつくり上げるか、やはりこれは議論をしていく必要があるんで、今の段階で民主党さんが出されている基本法に賛成しろと言われども、直ちに賛成しかねるという意味で言つたわけでございます。そういう考え方を否定していいわけではございません。

○末松委員 そうしますと、では、そういう整理の仕方ですね、緊急事態という整理の仕方、そういう切り口で問題を考えること自体については極めて意味があるというお考えでよろしいですか。

○久間委員 それも一つの考え方とは思いますが、あれども、ただ、いろいろな切り口があるわけでございますし、いろいろな、内容がばらばらなものですから、それを一つの概念で一つの法律として

まとめることが適切かどうか、これもやはり議論はしてみないといけないんじゃないか、そういうふうには思いますので、私は、基本法というのがあつていいじゃないかなという思いがある反面、では、どういう形の基本法というのがつくれるかなと思つたときには、必ずしも一つの解が、ここで解答が出てくるほど今まとまっていけないということ、今こういうふうにお答えをさせていたでいてるわけでありまして。

○末松委員 民主党の提案の方が、まさしく緊急事態になつたときにどうあるべきかと。それに対するいろいろな訓練とかのことをやはりやつていかなければならないんです、幾ら法律をつくつても。だから、危機管理庁ですか、民主党の方の法案の中には、そういった組織を全体として総括するようなことの中で国民に対して啓発をしていき、あるいは、国民の皆さんからの協力をいただくようなそういう場も、やつていく中で緊急事態そのものに対して国民が習熟していただくというようなことが一番の大きなポイントでございますので、どうかその点をお含みおきいただきまして、ぜひこのお話し合いを深めていただきたいと思います。

では、それで結構です。それから、今の民主党の法案の観点からいいますと、例えば、情報公開等がきちんととられないといけないという立場から官房長官の方にもお伺いするのでございますけれども、例えばアメリカなんかでは、戦争時において政府のつた措置の記録をすべて保管あるいは保持して、そういうことを義務としてきちんと保管すべきという義務規定があるんです。

これは、どうしてそういうふうなことがあるかといえますと、後でちゃんと政府のつた措置が適切であつたかどうかを、ある意味では裁く、裁かれるという前提のもとでむちゃなことはできないという趣旨でもありますし、また、国民に対して補償をしなきゃいけない。そういうつた観点から、その根拠となるべき政府がとつた措置につい

てきちんと保管、保持するという義務規定があるやに私は聞いておりますが、政府がこういった措置をとったということがないと、今度は、勝手にそれは何か戦争時に自分で逃げてやった行為だから、それは補償の対象にはなりませんよとか言われたら、後で泣き切れないわけですよ。

ですから、そういったことについてこの法律ではどういう担保がなされているのか、お聞きしたいと思っております。

○福田国務大臣 武力攻撃事態におきましては、この法案は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するために、国が主体的な役割を担って万全の措置を講ずる、こういうことになっているんです。

そういう際に、政府のとった措置の記録を初め、いろいろ残すべきものがあるんだろうと思っておりますが、そういう文書等につきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づきまして、適切に保管、管理されるということになります。(末松委員)この法律では、ないんですかと呼ぶ。この法律、ですから、武力攻撃事態という、これに対処する法案としては、そういう極めて大事な事案というか記録すべき内容があるわけですから、それは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づいて適切に記録され、そして保管されなければいけないということになるわけでありませぬ。

いずれにしても、政府としては、これは今委員もおっしゃられたように、この武力攻撃事態への対処に際して、国民への説明責任というものは、これはもう極めて大事なことでありまして、そのことは、その責任を全うするために十分なる対応をしていかなければいけないというように考えております。

○末松委員 そのような観点も含めて、次に参りますけれども、やはり戦争時において人権が制約されるということが過去あったわけですね、第二次大戦でも、そして、特に戦争反対を叫んだら警察にしょっぱいていかれるとか、そういうふうな

ことで大変な目に遭ってきたわけですが、ちよつとこの前の四月二十四日の事態特において、工藤委員の質問に対して福田官房長官が、土地建物などの一時使用とか取用に関しましてこういう発言を行っていらっしゃるんです。

例えば、政府が国民に土地建物の一時使用とか物件の使用、取用に協力を要請した場合に国民が従わなかった、そうした場合に罰則はあるのかと言ったら、これに対して長官の方で、「同意の求めや要請を正当な理由なく拒否したときは、都道府県知事が土地等を同意なくして使用し、または物資を取用できるようにすることを想定しており、また拒否したことも、拒否したことに罰則を科す」ということは考えておりません。」という話なんです。

ざいしますけれども、この場合、政府が考える正当な理由、その正当な理由がない場合は、それは都道府県知事が勝手に使用していいという話になるわけですか。

これは、やはり基本的人権の関係からいって、何が正当な理由なのかということ、これをちよつと明示してもらわないと、なかなかここはおかしいなということになるんですが、その点いかがですか。

○福田国務大臣 正当な理由というのは、これは要請に応ずることが極めて困難な客観的な事情がある場合に限られる、こういうことではございませぬ。例えば具体的に申し上げれば、その対象となる家屋が老朽化が進んでおつて、そして使用に適さない、こういう場合もあるかもしれません。それからまた、対象となる家屋が既に他の避難住民などでいっぱいになってしまっているというふうな、事実上使えないというふうなこともあるわけではございまして、そういったようなことを想定しているわけではございませぬ。

○末松委員 そうしますと、やはり自分としてはどうしても先祖伝来のこの土地の建物にしがみついている、これは何とかしてつとそこにいきたい、そしてその家屋についてのけと言われても嫌だという話になった場合には、これはどういふふうな、正

当な理由ではないということでも土地を取用されるとか、そういうことになるわけですかね、建物がある。○福田国務大臣 ただいまの事情だけでは正当な理由というわけにはいかないだろうと思っております。

○末松委員 そういったことについて、何かガイドラインみたいなことは公表されることになるんでしょうか。

○福田国務大臣 この辺につきましては、今後、国民の保護の法制を議論するときに、いろいろその必要性があるかないかといったようなことについて、こちらもちろん考えますけれども、御検討、御討議願いたいと思っております。

○末松委員 こういうことを考えると、やはり国民の方は非常に不安になつてくるわけですよ。だからこそ、民主党が言うように、まず国民の保護に関する法制をも示していただきたい。

それが、この事態対処と同時に国民の保護の法制、これを一体化してもらわないと、単にまずこの事態対処だけであると、自由、当然自衛隊としてはまずは敵をせん滅することが主目的ですから、これは当然のことながらやっていただかなきゃいけないんですけれども、そのときに、逆に国民の方がその前方でいろいろいたり、何だかんだ住んでいたりすると、これこそ自衛隊そのものも機能しなくなるわけですよ。だから、一緒に緊急避難させる。させたときに、では、その次の日から途方に暮れないように、食物とかそういったことを同時にやらないとやはり理屈としてはおかしいんじゃないかと思うんですよ。ぜひその点についてちよつと御意見といいますか、お考えを。

○福田国務大臣 おっしゃるような、これは二つの要素があると思えます。それは、最終目標は何かということ。武力攻撃を受けるという緊急事態が生じたときに、国家国民、また自分も含めて地域の隣人、そういう人たちの安全を守るということのために行われるということではございませぬ。それはそのときの状況を見て恐らく当事者である方々

も理解をしてくださるものだろうというふうには思いますが、しかし、確かに微妙な判断というのはあるだろうというように思います。そのときは、当然、人権を守るといふこともございませぬ、また、守らなければいけないこともございませぬので、この点について今後具体的にどういふものが、どういふ内容が適切であるかということはお示しさせていただきますというように思っております。

○末松委員 多分、日本の国民は非常にそういった意味で遵法精神が強いですから、そういった意味で協力はしていただくことになると思いますが、最後は裁判という話になつてきますから、そこはやはり法的にきちんとしたものが当然必要だろうと思えます。

それと、武力攻撃の関係でいきますと、イラクの戦争が一番最新の我々の事例なんですけれども、あの中で私は極めて際立つたのは、まず、戦争という場合、日本が巻き込まれる場合、ミサイルがどんどん飛んできて、日本の防衛の中核神経などを破壊して、それから地上軍がやっていくというふうな、これからの近代戦というのはあいう形であるだろうというのをアメリカが手本を示したことだろうと思えます。

そういった中で、ミサイルの問題についてもちよつと触れておかなきゃいけないんですけれども、この前、内閣法制局長官が、例えば方が一、これは仮定の話ですが、北朝鮮がミサイルを発射する蓋然性が高い、そしてその照準が日本に向けられていることが極めて高い、そして、防衛庁長官も言われましたが、そこで燃料の注入などをやっていると、これに対して我が国の自衛隊を行使することができるといふお話を聞いたわけではございませぬ。これは法理論上でございませぬ、そしてその能力はないということなんでしょう。

も理解をしてくださるものだろうというふうには思いますが、しかし、確かに微妙な判断というのはあるだろうというように思います。そのときは、当然、人権を守るといふこともございませぬ、また、守らなければいけないこともございませぬので、この点について今後具体的にどういふものが、どういふ内容が適切であるかということはお示しさせていただきますというように思っております。

事態となるような状況であるというほかのいろいろな状況が積み重なってくれば、そういう事態は最初から排除はされないというふうな考えています。

ただ、それがどのような事象であるのかということ、そしてまたそれを加えたものがどのようなものであり、国家との間にどういような関係があるかということを精緻に見なければいけないので、一概のお答えは難しいかと思えます。

○末松委員 そこで、戦争と認定された場合には、外務大臣、せつかく呼んでいきますので、そのときには、日米安保条約の日本国の領土における攻撃がなされたということで、発動になるという理解でよろしいですね。

○鳩山委員長 いいですか、末松君、時間が来ておりますので。(末松委員「わかりました。もうこれで終わります」と呼ぶ)

○川口国務大臣 まず、安保条約によれば、御案内のように、我が国に対して武力攻撃が発生をした場合には、これは日米安保条約の第五条の対象になるわけですが、具体的なケース、今おっしゃったようなケース、これもいろいろな形、今防衛庁長官がおっしゃったようにいろいろな形をとり得ますので、これが具体的にあらかじめそうであるかないかということをお答え申し上げます。

○末松委員 以上です。終わります。ありがとうございます。

○鳩山委員長 次に、田端正広君。

○田端委員 公明党の田端でございます。大臣並びに提出者の皆さん、大変に御苦労さまでございます。

有事関連三法案は、昨年の通常国会臨時国会、そしてことしの通常国会と、三国会にわたって議論されてきました。今日、そのトータルの審議時間は既に八十五、六時間に達していると思うわけですが、私は、そういう意味でも非常にじっくりと時間をかけ、慎重に議論していただくことができたな、こう思っております。

そしてまた、先般、国民保護法制に対する考え方といいますか骨子ということも提案され、そしてまた民主党及び自由党からも対案、修正案も提案されました。今また、与党と民主党との間で修正協議ということで精力的に議論もされているわけでありまして、私は、国家的な主権と独立を守り、そして国民の生命財産を保護する、そういう立場から、この修正協議がぜひ合意し、そしてまた多くの賛成を得て成立することが望ましいという意味で、民主党との合意というものを非常に期待している一人であります。そういう前提で、三質問させていただきたいと思えます。

国民保護法制について、まず民主党の提案者の方にお伺いしたいと思います。

国民の避難誘導、救援、これに關しての国民保護法制の制定というのは大変大事なことで、政府案にある国民保護法制二年以内制定という文言が、整備目標が削除されているといいますが、ないわけでありまして、そういう意味で、民主党案の考えのように、国民保護法制が制定されるまでの間は関連三法案は施行しないということも一つの考え方はあるとは思いますが、しかし、今は非常に時間的にも大事なときであると思えますから、そういう意味で、いつまでに保護法制を整備されるべきなのか、どのような時間的目標をお考えになつておられるのか、まずお尋ねしたいと思います。

○前原委員 今御指摘がありましたように、有事法制というのは、有事に際して国がどう国民や地方公共団体に協力を求めていくのかという部分、これももちろん大切でありますけれども、それと同時に、協力を求められた国民なりが、憲法上で認められた基本的な権利をどう保障されるのか、あるいは侵害された場合の補償手続、損害賠償等はどうあるのかということも極めて重要であります。

したがって、国民保護法制と他の法案というものの施行期日の一体化を我々は求めているということ、その点は、今指摘をされたとおり、我々は主張させていただいております。

では、具体的にいつまでにそれをということでありませぬけれども、もともと、昨年の通常国会にこの法案は出されているわけですね。そのときに、二年以内ということでありませぬので、それから考えれば、私は、一年以内にはやはり国民保護法制は出されるべきだと思えます。この有事法制というものを一体としてスタートさせるためには一年以内、しかもできるだけ早い方がいいというのが我が党の考え方でありませぬ。

○田端委員 官房長官、今民主党の提案者の方から、民主党としてはあと一年が時間的なタイムリミットだ、こういうお話がございました。今お話があったように、昨年法案が出されてから二年以内ということですから、既に一年が経過した。そうすると、残る一年、つまり来年の通常国会ということがそういう意味では確かに当時から目標設定であったと思えます。

そうしますと、この法律は、そのままいまますと、ちよつとそここの整合性がおかしくなると思えますが、官房長官はどうお考えなんでしょうか。私もやはりあと一年が時間的な制約のタイムリミットだと思えますが、大臣、いかがでしょうか。

○福田国務大臣 国民の保護の法制は、国民の生命、身体及び財産を守る、そういうことのために必要な事項を定めるというものでございまして、その重要性というのは政府も十分認識しているところでございます。

他方、法制の内容は、国民の権利義務とも関係がありますし、検討事項も多岐に及びますので、今後とも、地方公共団体や関係する民間機関等の意見を聞きまして、十分な国民の理解を得ながら整備を進めていくべきものであるというように考えております。

政府は、したがって、武力攻撃事態対処法案の成立後、早急に、関係する団体や機関との本格的な調整を進めまして、そしてできるだけ早期の整備に努めてまいりたい、こういうように考えているところでございます。

○田端委員 できるだけ早急にというお話であり、当初の目標からいくと来年の通常国会、それができるだけ早急にということかな、私はそういうふうな理解させていただきたいと思えますが、その場合に、地方自治体あるいは関係民間団体との話し合いといいますか、理解を求めていくということが大変大事だと思います。

先般、統一地方選挙があったために、知事会に対する説明とかあるいは意見聴取、話し合いというものがちよつとおくれたんじゃないかというふうな伺っておりますけれども、市長会、町村長会等は進んでいるのかもわかりませんが、また民間の方も進んでいるんだらうと思えますが、その辺の経過はどういうふうになつていっているんでしょうか。今後の方針をお示しいただきたいと思えます。

○福田国務大臣 地方公共団体に対しては、国民の保護のための法制の輪郭につきましては、今年一月以降、都道府県を初め、全国市長会それから全国町村会等に対する説明会を実施してまいりました。これに対する地方公共団体の質問とか意見につきましては総務省を通じて取りまとめを行っております。その主なものについては一問一答形式で地方公共団体に回答するということをしておりますが、と同時に、官邸のホームページにも掲載をいたしております。さらに、その意見の一部につきましては、さきの委員会でも御説明をいたしました。国民の保護のための法制についての内容にも反映をいたしているところでございます。

国民の保護のための法制については、武力攻撃事態対処法案の成立後、本格的な調整に着手するということになっておりますが、今後とも、節目で地方公共団体の御意見を伺うことが必要であるというように考えております。

その中で、都道府県知事から直接御意見を伺う機会を設けることもぜひ必要と考えております。現在総務省において日程調整を行っておりますのでございます。都道府県知事から直接御意見を伺うという会は、これはもう既に一回やっております。そこでいろいろ御意見を徴しておるとこ

ろでございませう。

○田端委員 次に、修正協議で大きな焦点になっている人権の問題についてお尋ねしたいと思っております。

国家緊急時における有事法制の目標、究極の目標というのは、私は、やはり国民の人権を保障することというところが大きなテーマだ、こう考えているわけで、そういう意味では大変大きな、人権というものは大事な問題だ、また、当然このところはしっかりとさせなきゃならない、こう思っているわけでありませう。

政府案では、既に憲法で保障されている自由と権利の尊重についての規定ということで、憲法との関係からいって、特別に個別の法律にその人権の部分の特記するというのはそれなりの必要があるんじゃないか、それなりの理由がなければやむを得ないんじゃないかといいますが、既に憲法できちっと整合性があるからそれでいいんじゃないかというお考えのようでありませうけれども、具体的な事例といえますか、こういうものを特記して明確にするというふうなことにしてはどういうふうなお考えなのか。政府としては、考え方としてそういうことを示すのはいいんじゃないかというふうなお考えのようだと思ひますが、その点についてはいかがでしょうか。

○福田國務大臣 日本国憲法は国の最高法規でございませう。憲法に規定されている事柄につきましましては、これは国家がそれを遵守しなければならぬのは当然でございませう。法律において同様の内容の事柄に関する規定をあえて設ける必要はないものと考へます。しかし、一般論として申し上げれば、立法の手法として、憲法に定められている事柄を尊重する旨の規定を法律に設けることも、これはあり得るものと思ひておられます。

政府案では、第三条第四項において、「日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならず、これに制限を加えられる場合は、その制限は武力攻撃事態に対処するため必要最小限のものであり、かつ、公正かつ適正な手続の下に行

われなければならない」と明記いたしておりました、武力攻撃事態への対処と国民の自由及び権利との関係に関する基本理念を述べておられます。これは憲法における基本的人権についての考え方のひとつたものでございませう。同項の規定は、武力攻撃事態において、憲法に定められている事柄を尊重する旨の規定として適切な規定であるというように考へておるところでございませう。

○田端委員 今官房長官の方から、この三条四項のところ、これで基本的人権に対する考え方は明確に示されている、こういう御説明でありませう。

民主党の提案者の方にお尋ねしたいと思ひませうけれども、民主党の緊急事態法の六条のところ、緊急事態における基本的人権の保障というところとで六条にわたつての具体的な事例が提示されているわけでありませう。これはそれぞれ大事なことだと思ひますが、例えば、六番目に書かれてある「緊急事態に対処するために実施された措置に係る損失補償、不服申立て、行政事件訴訟等の手続においては、国民の権利の迅速かつ確実な救済のため、特別の考慮が払われなければならないこと。」こうなつていますが、平時、有事を問わず、行政不服審査法とか行政事件訴訟法、国家賠償法あるいは個別の損失補償の規定というものは既に整備されているわけでありませう。また、そういう権利の侵害に対しては裁判ということも考へられるわけでありませう。そういう上でおかつこういうことを示されているということについて、人権保障という点でどのような具体的な問題があるなり、あるいは法的整備が必要なのかという意味で、この個別具体事例との関係性を示しただきたい、こういうように思ひませう。

○平岡議員 確かに、委員が御提起ありましたように、現在の日本の法制度の中では、さまざまな国民の権利侵害に対する救済の制度というのは整備されているというふうなことも考へておられますけれども、ただ、緊急事態というものを考へてみますと、いろいろなことが大量に起こつてくる、短期間の間に大量に起こつてくる、そういう特殊

性があるというふうな思ひておられます、そういう場合には、いかにして迅速に円滑にそういう権利侵害を救済していくかということが非常に大事な問題だろうというふうな思ひておられます。

そういうことで、具体的にどういふことがあるかということもこれからは検討しなければいけませんけれども、当面念頭に置いておられますのは、例えば、いろいろな権利侵害が起こつた場合にどういふ救済があるのかというその救済の手段なり内容なりということも国民の皆さんが相談できるような窓口を各地に設けたり、あるいは裁判になつた場合でも、たくさん裁判が起こつてくる可能性がございませうので、裁判所において特別にそういう事態に対応できるような、臨時にそういう部署を増設するといったようなことで迅速な権利の侵害に対する救済を図つていこうということ、法律の中で、特別の考慮を払わなければならないというふうな形で示させていただいたということでもございませう。

○田端委員 よくわかりましたが、官房長官、そうしますと、私は、やはり政府案においても、武力攻撃事態が終了した段階で、国民のそれぞれの被害に対する、あるいは復興復旧に対するの施策というものを明確に示す必要があるのではないかと。例えば積極的な公的支援というものをやつていくという、このことを明確にしておかないと、こういう、今民主党がお話があつたように、いろいろなことが起こるのではないかという不安になつてくるわけでありませう、その点について、官房長官、いかがでしょうか。

○福田國務大臣 今の御質問ですけれども、これは一言で申し上げれば、やはりなかなか難しい問題ではあるんでございませう。

御説明申し上げますと、武力攻撃事態における武力攻撃がどのような規模でどのぐらいの期間継続するか、それから事前に予測すること、そういうことを事前に予測することは、これはもう不可能です、これは実際問題として、したがういまして、武力攻撃による国民の被害についても、ど

のぐらいの大きさのものになるのかは、あらかじめ想像することは、これは困難でございませう。

また、武力攻撃事態において国力がどの程度損耗するかということも、事態によつて大きく変わつてまいりませう。国の財政が武力攻撃終了後どのような状況にあるかということも、これも予測するのが困難であるわけでもございませう。

したがういまして、そうした前提のもとに、いわゆる戦災補償について法律であらかじめ定めるところは極めて困難な問題であるということでもございませう。

そういうように、武力攻撃による国民の被害にはさまざまな場合がありませう、個別具体的な判断が必要と考へておられます。その上で、補償等の問題については、武力攻撃事態終了後の復興施策のあり方の一環として政府全体で検討すべきものと考へておられます。

なお、これは別に、今後の個別の事態対処法制におきまして、土地の使用や物資の収用などの対処措置を定める場合には、この実施に伴う国民の損失について、それぞれの法制の中で当該損失を補うための損失補償に関する規定を置くことになるものと考へておるところでございませう。

○田端委員 武力攻撃事態が終了した時点で、そういう復興施策に関して積極的にやる、こういう御説明がありましたので、そういう意味では、そういうことを踏まえて、また民主党のお考えとこのところはすり合わせる必要があるかな、こういうふうな判断した次第でございませう。

もう一点だけ伺ひたいと思ひますが、FEMAという一つの大きな、アメリカのFEMAを想定した危機管理庁ということも民主党はお考へになつておられますけれども、私もこれは理解できるわけでありませう、しかし、これはなかなか難しい問題だと思ひます。

先日アメリカに行つたときに、安全保障関係の人たちからいろいろな意見交換をさせていただいたときに、アメリカの現状についていろいろお伺ひしました。そうしたら、やはり米国でも縦割り

の弊害というものは大変あるようでありまして、そしてまた各州の独立した政府、その各州間の温度差というものも非常にありやうでありまして、アメリカにおいて、文民サポートチームというものが国家警備隊と一緒に活動しているという事例は三十二州になつてゐる、こういうことではなかりました。したがつて、日本においてもこれはなかなか難しい。整合性、各省庁の関係、法律との関係、役割分担あるいは行政改革の問題等々いろいろあるなというふうに思ひましたが、この問題について官房長官の御説明をお伺ひして、質問を終わりたいと思ひます。

○福田国務大臣 今、委員御説明ございましたFEMAにつきましては、これは日本語に訳せば連邦緊急事態管理庁、こういうことになるのでありますけれども、これは本間に縦割りの弊害を排除する、そういう趣旨も強いんだらうと思ひますけれども、横断的に、本間に大胆な改革をするということであると私も理解いたしております。

しかし、我が国においては、既存の官庁がありまして、そして、そのおの官庁が今しつかり対応しているということでありまして、それは縦割りのことでございますけれども、横断的にという意味におきましては、これは事態によるわけでございますけれども、関係省庁間の協力連携を図るために、組織の相互調整を機動的、有機的に行うために、内閣官房に、関係省庁の危機管理部門を統括する内閣危機管理監というものを置きまして、縦割りの弊害を努めて排除する、こういうような体制にしておるわけでございます。

それから、日ごろから、さまざまな緊急事態への対応マニュアルの整備とか実践的な訓練などを通じまして、それぞれの事案への対処能力の向上に努めるということをいたしておりますとともに、実際に事案が発生した場合には、必要に応じて、災害対策基本法とか閣議決定などに基づいて政府としての対策本部を設置するというようなことでもって政府が一体となつて対処する体制を整えてきております。

そういうことから、現時点で、FEMAとか危機管理庁とか、そういったような新たな組織を設置することは考えておりませんが、国民の生命財産を守るという観点から、政府がいたしましては、これは今後とも断続的な努力をして、抜け穴がないかどうか、そして緊急事態に機動的に対応できるかどうか、そのことに思ひをいたしながら体制の整備にさらに努めていくことを考えておるところでございます。

○田端委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○鳩山委員長 次に、工藤堅太郎君。

○工藤委員 自由党の工藤堅太郎でございます。法案の質疑に入ります前に一点だけお伺ひをしておきたいと思ひますが、それは、九日発覚した日本飛行機株式会社の水増し請求問題であります。

これまで、防衛庁の調達本部とかかわるいろいろな産業、ついでに前も、十二社で水増し七百二十五億円を返還したといったようなことで出てくるわけでありまして、この日本飛行機株式会社についても、役員も認めていたといったようなことで、何でこういうようなのが起こるのか。そのほらどが、いわゆる工数のつけかえといひますか、民間用の作業を防衛庁向けと偽つて、そして不正請求をするといったようなことで、ほとんどのところがこういうことをやっていると、ほんのうな、そう考へてもいいように数が多いわけでありまして、それで、何で防衛庁がこうなのかというように、ことなであります。調査がなかなか難しいの、一遍に出てこないというように、恐らく理由に思ふところなんですけれども、そんなことでは通る話ではない。これも、例えば雪印みたいな国民の口の中に直接入るような食品の場合なんかであれば、ほとんどは、倒産とかやつていけないくらいの致命的な問題になりますよ。それを、知らないところでそういうふうになつてゐる。

これが、我が国の防衛産業を育成するといったようなことで、それはまた大事なことでありますけれども、四倍も五倍も高いものを買つてゐるといふことなんですね。これは、四割高いとか五割高いじゃないんです。四倍も五倍も高いものを買つて、それで、しかもまだ水増しをして、本来、今自動車でも何でも国際競争力の時代ですよ。こんなことをやつていて、いつまでも許されるものじゃないというふうに思ふんです。

私、一番驚くのが、悪いことをした、不正をした、発覚した、金を返せばいい。そういうようなことじゃないだらうと思ふんです。それで、新聞にもちよつと出ておつたんですけれども、返還するまでは次の指名競争入札には入れないといふことを通告したとか決めたとか、当たり前の話ですよ。金を返せばそれを指名競争入札に入るといったようなことだからこういうふうになると思ふんですが、防衛庁長官、いかがでしょうか。

○石破国務大臣 委員の御指摘は、かなりの部分そのとおりなのだらうと思つています。ただ、一つは、委員よく御案内のとおりですが、その会社しかつつかつていないというものが結構ありまして、そこを入れないということにすると、そもそも飛行機が成り立たないとか戦車が成り立たないとか、そういうことがございます。防衛産業は、委員も戦車は千社という言葉を使つたと思ひますが、一両の戦車をつくるのに、ではどれだけの会社が入つてゐるかという千社ぐらゐも入つてゐるといふ話でありまして、それで戦車は千社なんというような言葉があるんですけれども、そこところは、だからそこに甘えるなといふことはあると思ふんです。甘えちゃいけないんだということがあります。

それで、その損害額の倍返してもらおうといふことで、今回が初めての例になるわけですが、倍なんかじゃ足りないという議論もあるんだらうと思ひます。要するに、今回、私も、別に性善説に立つてゐるわけではないのですけれども、会社ぐるみで国をだまそうとしたわけですね。私どもを、では全部悉皆調査するかということになる

のだらうと思ひます。結局、それだけ信じられないという話になつてしまふわけですね。本間に、雪印でも国民の健康と安全です。我々の防衛というのは国の独立と平和です。そうすると、これはどうすればこういうことが防げるのかということ。

そして、私も庁内でいろいろ議論をするんですが、二割とか三割なら話はわかるが、こんな水増しして、少し高いなということがなぜわからないかという話でございます。このあたり、どうすれば納税者の方々にきちんと御納得いただけるか。今回は、本間になかなか気づかないような周到なやり口で、民間の工数を粉れ込ませるといふやり方でありましたので、書類上はきちんとなつてゐるわけですね。これをどうやって見抜くのかということをお考えますと、やはりこれはちよつとおかしいのではないかと、気が持ち、感覚を私たちは持たなきゃいかぬのだらうと思つています。

それから、金を返せばそれでいいんだということではないんだということは、私もそのとおりだと思つております。

私どもの体制も、調本案がありましてから、相前に改善をしたと思つております。しかし、万全ということはないので、委員の御指摘もございまして、今後さらに、よく納税者の御期待に沿うように尽くしてまいりたいと思ひます。

○工藤委員 防衛庁長官、どうすれば防げるんだらうかというふうなお話を御答弁されておつたんですけれども、これは簡単なんですよ。三年も指名しないとかなんとかというようにやれば、これは犯罪ですよ、その犯罪をやつたのを、金を返せばいい、倍返しとか、そんなばかんなことをよく決めたものだ、そう思つてゐるんですが、三年とか五年とか指名しない、そういうのは今後はいくらにすることにすればやらなくなりますよ。どうすればいいか。だから疑うわけですよ。金を返せばいい、それまで、また指名競争入札に入れるということになれば、いわゆる防衛族と呼ばれるような人たちが、国会議員がパーティー券を

買ってもらったり、政治資金、活動資金をもらったりしているからするんじゃないかなんて国民が疑ったって、これは不思議はないんですよ。すぐこういうことをして、しかも、今までも何回もありましたよ。

さつき申し上げたとおり、返還したのが十二社で水増しが七百二十五億も返したとなっているわけですから、このほかにもよく調べたら、どうなっているかわからないような状況なわけでしょう。ですから、疑われたってこれは仕方がないんですよ。

聞きにくいことを申し上げるが、まさか石破防衛庁長官はパーティー券を買ってもらってはいないでしょうね。どうなんですか。

○石破國務大臣 これは全部帳簿を見なければわかりませんが、ここで一枚も買ってもらっていませんということが申し上げられるかどうか、これはちょっと調べさせてください。

ただ、委員御指摘のように、買ってもらっているから手を加えていたりとか何とか、そのようなことは私はないと、私自身はそうです、そうあつてはならないものだと思つています。これは断言しなければいけないので、そういう疑われるようなことは一切やつてはならないものだというふうに考えています。

ただ、繰り返しになつて恐縮ですが、要は、防衛産業というものが、本当に小さな小さな町の鉄工屋さんみたいなところから始まつて大手のメーカーまで、非常なピラミッドによつて成り立っている。今回の日飛みたいなのはかなりメジャーなケースでございますが、もつとちややな会社さんもたくさんあるわけです。そういうような実態というものをもう一回、防衛産業のあり方も含めて私たちは常に見直さねばならないことだと思つています。

これは汎用品ではございませんので、特殊な技術ですから、それがなくなつてしまうとシステム全体が成り立たないということがあります。したがつて、一罰百戒みたいな話でもよいのですが、

これはどうすれば本当に防げるのかということ、は、本当にぎりぎり考えていかなきゃいかぬ。そのときにあつてはならないのは、委員御指摘のように、天下るからとかパー券を買ってもらっているからとか、そんなことで手を加えるというようなことは一切あつてはならない、当然のことでございます。

そして、その責任追及のあり方を、これは防衛庁だけではございませぬが、国としてどう考えるのか。これは委員御指摘のように、まさしく犯罪だという考えもあるわけです。これは詐欺の構成要件に該当しているんじゃないのと私は個人的には思つていられるので、すけれどもね。しかし、それを国としてどう考えるか、そして訴訟をやつた場合にそれが維持できるのか、どうやつて証拠を出すのか、そういうようなこともございませぬ。

いずれにいたしましても、そういうことがないように、私どもとしてもさらに万全を期してまいりたい。そして、いわゆる会社さん、メーカーさんの方にも、こんなことが絶対にあつてはならないということ、私ども、もう一度趣旨を徹底させねばならぬというふうに考えております。

○工藤委員 こういふものがあれば、必ず、今後株式会社ホームページにも載つていませぬよ、今後はしないように気をつけるとか何とかと載つている。当たり前のことで、やらないのが当たり前なんです。

ですから、いわゆる日本の防衛産業を育成するということとは大事なことですよ、それと犯罪とは違つていふわけです。その辺をきちつとやらないと、疑われても仕方がないというようになりかねないので、きちつとやつていただきたいということ、これ以上は、時間もなくなつて、本当に言いたくなかつたんですけれども、一言申し上げておきたいと思つてます。

それでは、法案の質疑に入らせていただきますけれども、官房長官と防衛庁長官にお伺いをします。

我が自由党の安全保障基本法案及び非常事態対処基本法案、これは、国民生活を根底から覆すような武力攻撃とかテロ、自然災害等の非常事態が生じた場合に、政府が、すべてに優先して、いかにして国民の生命財産を守るかということの規定したものであります。

本来、非常事態において国家が国民の生命財産をどのような手段、方法で守るかということについては憲法に規定されているべきでありますけれども、言うまでもなく、我が国の憲法にはそのような規定がございませぬ。とすれば、現憲法の前文等の趣旨に照らして、まず、我が国の安全保障並びに非常事態にどのように対処すべきかの基本法を策定することが最優先されるべき課題である、このように考えるわけでありませぬ。

先週の参考人質疑でも、何人かの方々から、憲法上、安全保障、非常事態に対する規定がない以上、この空白部分をきちんとするための基本法が必要である旨、説明、指摘がございました。これらの論議をお聞きになつて、これら基本法の必要性、さらに、こうした考え方を今後検討していくお考えをお持ちなのかどうか、お二方にお伺いをしておきたいと思つてます。

○石破國務大臣 我が国憲法にそういう非常事態の規定がないことはおっしゃるとおりで、参議院の緊急集会しかないというのは、これは有名なお話でございます。

さすれば、そういう緊急事態に備えた基本法が必要かということなのですが、私も大分考えてはみたのですが、例えば自然災害というのがあります。事故というのがあります。それから警察権の対象たるテロとかそういうものがありまふ。今度は自衛権の対象たる、いわゆる有事というんですか、狭義の有事になりますが、こういうことがあります。それが、それぞれ起こつてくる事象が全部違ひ、対処する法律が全部違ひということになりますと、これを全部貫く基本法というのがどういふ形でできるのか、これが、ドイツの

基本法とそれが違ひのところがどういふかと思つていま

す。ドイツの基本法も、私全部読んでみましたが、これを日本に入れたときにきちんとワークするだろうかというところ、これはしないんだらうと思つていませぬ。それが、ドイツの基本法みたいな考え方をとるといふことになりませぬ、今申し上げたように、自然災害あるいは事故、警察が対象とする事象、自衛隊が対象とする事象、そういうものも全部見直すということになつてまいりまして、私は、そのことにそれほど大きな実りがあるとは考えておりませぬ。

考え方としては、もちろん緊急事態に対する考え方は一貫することが必要でございますが、我が国の法制に合わせた場合に、そのような統一的な基本法の作成を必ずしも必要だと考えないゆえんでございませぬ。

○工藤委員 次に、民主党の基本法案提出者に、憲法の関係において幾つかお伺いしていきたくと思つてますが、政府の武力事態法案の目的、民主党の基本法案の目的、基本理念の各条項を見ても、現憲法との関係について一切触れておられないわけでありませぬ。繰り返しになりますけれども、本来、憲法で規定されていない安全保障、非常事態等に

いかなる手段で対処するのか、そのための憲法上の解釈をきちんと整理して、憲法との関係を明確にすることがまず初めに手がけるべき作業だといふふうに思つております。

そこで、憲法と基本法の関係についてどのよう

という考え方に立つて、我々は、現行憲法の枠内において、緊急事態対処のための理念等を明確にするために基本法が必要であるというふうな判断いたしました。今回のような法案を提出させていただきますというところでございます。

○工藤委員 いいんですが、いいんですがというのは変だが、私も自由党は、安全保障基本法案の第三条に「自衛権の発動としての武力の行使に関する規定を設けて、憲法に基づいて、自衛権発動の要件を明確にしているわけであり、言うまでもなく、自衛権は、個別的であろうと集団的であろうと、その範疇にあるというものが私どもの党の見解であり、我が国の過去における歴史を冷静に振り返ったときに、諸外国からの無用な憶測とかあるいはあつれきを感じる意味からも、こうした規定は極めて重要である、このように考えているところであります。

そこで、民主党の提案者にお尋ねをいたしますが、今回与党との修正協議に臨んでおられる民主党の基本法案の中で、この自衛権の行使の概念、特に政府の、自衛権は行使できるが、憲法上、集団的自衛権の行使はできないとの見解を踏まえて、どのようなお考えでられるのか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○平岡議員 民主党案でいきますと、緊急事態の一つの形としての武力攻撃事態という位置づけになっているわけであり、その中で、武力攻撃事態の中におきまして自衛権のあり方をどのように考えているかということについて申し上げますと、これは自由党の考え方と一致している部分だと思ひますけれども、外国から違法な侵害を受けた場合の個別的自衛権の行使まで放棄したものでない、これは当然のことでございます。

ただ、御指摘のありました集団的自衛権の問題については、民主党では、一九九九年六月に安全保障基本政策というものを提出しております。そこで見解を示しているところでございます。参考までに、関係の部分だけちよつと読み上げさせていただきます。

まず政府の考え方を説明した上で、民主党としては、「集団的自衛権の行使とは「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を行使すること」と定義されるが、この権利行使を解釈として認めることは重大な解釈の変更になり、また憲法第九条は侵略戦争を禁止しているに過ぎないということになりかねない。以上を踏まえ民主党は、集団的自衛権行使の是非を憲法解釈の変更により行うべきではないと考える。」このような立場に立つておることでござい

したがって、今回の緊急事態基本法案、そして、そのもとにあるという位置づけになっております武力攻撃事態対処法案の中でも、こういう基本的な立場の中で立法、提案をさせていただいているというところでございます。

○工藤委員 もう一点、民主党さんにお伺いをしておきますが、私も自由党では、憲法の精神を踏まえて、国際の平和及び安全の維持に関する国際協力は当然積極的に進めるべきだ、このように考えているところでございます。よく国連中心主義、こう言われますけれども、今の国連中心主義、この言われまじけれども、今の国連連合が国際平和の維持に関してパーフェクトの組織だ、このようには別に言うつもりはないわけであり、しかし、現実の問題として、国際紛争等の解決手段としてのグローバルな機関は国際連合しかないこともまた事実であります。

それならば、国連の一員として国連の活動に積極的に参加するということは、国際平和を希求する我が国の立場としてごく当然なことである、このように思ふわけであり、その上で、国連のより一層の充実と寄与していくことが国際平和のために極めて重要である、このように思ふわけであり、自衛隊の役割とは別に、我が国の安全保障基本法第七条及び八条において、国際平和活動及びその担い手として「国際連合平和協力隊の創設を明記しているわけであり、この点、民主党案では、第十九条で「国際連合平

和維持活動等に対する協力」を規定していますけれども、例えば、国連の安保理で武力行使容認決議がなされた場合、憲法のどの部分をよりどころにして参加して活動しようとしているのか、その際、我が国の武力行使をどのような形で展開するおつもりなのか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○前原議員 自由党さんが示されているように、PKO活動の必要性というものについては、我が党も同じ考えを持っております。

ただし、若干異なりますのは、御党が別組織という形で国連の平和維持活動に積極的に参加をすべきだという御意見でありますけれども、我が党は、自衛隊の活用においてPKO活動に積極的に参加できるべきだという考え方を持っております。なお、今回我が党が提出いたしました基本法の十九條、御指摘をいただきました十九條に書いてございますのは、十九條のみならず四章が、いかに戦争を起させないような努力をするか、あるいは未然に防止をするか、また、その予防をしていくのかといったところを国家の基本と置くべきである。つまりは、緊急事態にならないような施策というものをできる限りとるべきであるという観点から第四章というものを基本法に書かせていただき、また、その中にPKO活動への積極関与というものを書かせていただいているところでございます。

なお、お尋ねの、武力行使容認決議というものがなされた場合においてはという憲法上の法的根拠をということでございますが、先ほど平岡提案者からも御答弁をさせていただきましたけれども、国連の武力行使容認決議に基づいて、例えば多国籍軍に参加をする、あるいは国連軍というものが仮にできた場合に参加をするということは、集団的自衛権あるいは集団安全保障と法的には軌を一にしていると思っておりますけれども、やはりその整理がなされなければそういった活動には参加できないと考えておまして、我が党は、今の憲法上の解釈においては、武力行使容認決議

がなされたとしても、多国籍軍やあるいは国連軍に参加をするということは憲法上認められない、そういう視点に立つております。

○工藤委員 今回の御答弁、ありがとうございます。ただ、もちろん、外交努力によって、話し合いによって戦争を回避しよう、これはもう当然のことでありまして、そんなのを書く書かないにかかわらず、それはやっていかなきゃならないことなわけでは。

そればかりを質問しているわけにもいきませんので、時間もなくなってきましたので、今度は、通告はしておりましたけれども、若干はねさせていただきます。

自由党案の提出者からお聞きをしておきますが、平時から非常事態対処会議を設置しておくというふうなことでありますけれども、自由党のこの考え方は、どう理由から設置しておくというふうなことを盛り込んだのか、その点をお答えいただきたいと思ひます。

○都築議員 今御指摘の非常事態対処会議を平時から設置しておくというのが自由党の基本的な考え方でございます。その考え方は、背景といたしまして、先ほど防衛庁長官からいろいろと、非常事態ということで想定し得るものとして、例えば自然災害とか事故があるとか、あるいはまた警察活動で対応する治安の維持の面とか、さらに自衛隊が出勤するような有事の面、こういう御指摘がありまして、その中で、事態の性質、類型、こういったものが違うから、様にその対応を決めておくというのは適当ではないのではないかと、こういう御答弁があったというふうな思ひます。

ただ、私どもは、憲法に確かにこういう緊急事態とか有事といった問題についての条文が欠けているという状況ではございますけれども、では、規定がないから何もなくていいのかというわけではなくて、それなりにしっかりとした対応を十分用意しておかなければ、いついかなるときにどういふ事態が発生をいたしました、そして、国民の生命とか自由とか財産といったものが危機にさ

らされることは考えられるわけでございますから、そういったものを事前によく想定しておいて、そして、いついかなるときも確迅速に対応できるような方途を講じておくのが、本来、国としての役割であり、また責務である、こんなふう

に考えております。
国民の生命、身体、財産、先ほど申し上げましたように、危険にさらされるような事態といたしましては、当然自然災害で、一番大きなのは、先年の阪神・淡路大震災のときのような大規模な地震が起こって何千人の方がお亡くなりになるというような事態とか、あるいは大きな風水害というところで台風災害とか、さまざまなことが想定をされます。

また、事故ということになりますと、これだけ近代科学技術が発展し、便利になった一方で、例えば原子力発電所の事故の問題なども大変大きな心配を、国民を感わしますし、先年の茨城のあの原子力燃料の事故なども大変住民の皆さんに大きな不安を与え、あの程度でよくおさまったものだなというのが実態のところではないか、こんなふうに思います。

さらにまた、最近の近代科学技術の発展ということになりますと、本当に想定もできないような、例えば生物化学兵器といったものもありますが、サイバーテロといったような事態も想定されるというふうなことを考えますと、では、非常事態ということで、東西冷戦のときのような、どこかの想定敵国から武力をもって戦艦が押し寄せてくる、あるいはまた飛行機が押し寄せてくる、そういう事態だけを想定して対応していればいいのか。現実にはそういう武力攻撃のような事態というのは、国交が悪化する、二国間の関係が非常に険悪化してくる、恫喝が繰り返される、あるいはまた最後通牒まがいのもので起こってくる、こういう事態になれば、そのための対策を講じなければならぬのは政府として当然の義務であります。ただ、実はそういったものだけを今の政府の案と

いついかなるときにどんな事態が国民の生命や自由や財産を侵すような事態として発生してくるかは予見できないわけでありまして、だからこそ、想定される事態が今私が具体的な例を申し上げただけでもたくさんあるわけでございまして、そういった類型ごとにどういう対処をするのか、そういった基本的な方針をまず定め、そしてそれぞれごとに基本的な事項も定めて、対応が迅速的確にできるようにしておく必要があるということが一番大切ではないか。

災害は忘れたころにやってくるという寺田寅彦さんの大変有名な言葉がありますけれども、忘れたいころにやってくるから、ではそれで慌てて泥縄でやりましようといったついで間に合わなかったのが阪神大震災のときでございました。

私などは、本当に今の国の安全保障といった問題全般を考えますと、実は破れ傘のような安全保障原則ではないか。ばらばらと大雨が降り出しているときに、傘をばつとあけたら、武力攻撃事態だけはちゃんと布が張つてありましたけれども、ほかのところは全部雨がばつとみんな国民の肩にかかつてしまふ、大変な目に遭つてしまふ、そんな思い。さらに、阪神大震災のときなどは、私などが考えますと、それこそ破れ傘どころか、傘の骨と柄が十分にくついでいなくて、開こうと思つても開かなかつたような事態ではないか。

こんなふうな思うと、これで本当に国民の期待にこたえて、国民の安心や安全を守ることができるとかということをもつともっと真剣に考えていかなければならない、こんなふうな私どもは考えております。
○工藤委員 時間もほとんどなくなつてまいりましたので、手短にお願いをしたいんですが、もう一点お伺いします。

非常事態対処法案の自由党案と民主党案、この大きな相違点の一つということになれば、アメリカの危機管理庁のような常設組織を設けるか設けないかといったようなことも一つあると思ひます

けれども、自由党案では、どう理由で設けたいということにしたのか、その点をお答えいただけますか。

○都築議員 御指摘をいただきました点でござい

私どもも、実は先ほど私が御答弁したような状況の中で常設の本部を設置するというものであれば、常設の危機管理庁といったものも十分平時から備えておくべきではないか、こういうことも真剣に検討したわけでございまして。

しかし、実際には、今日のこの国の行政組織といったものは、それぞれの省庁が縦割りの中でそれぞれの権限を強大に持つておりまして、それ自体が実は行政改革の対象になるのではないかと、こんなふうにも思うわけでありますが、そういう実態を前提とすれば、実は大統領制とは違った形で対応していく必要があるだろうと。

逆に、今の縦割り行政の中に、例えば危機管理庁類似のものを設けたとしても、縦割り行政の中にもう一つ縦割りを設けて、いざ緊急事態となつたときに、ではそれが本場に権限を発揮できるのかといったら、それそれまた権限争い、積極権限争いと消極権限争いなどを繰り返して、実際には今までと全く同じだということであれば、そこに配置した人員が何千名になるかもしれないけれども、結局またむだな予算を消費しているにすぎない、こういうことになつてしまふわけであります。

て、むしろ実際に、どこの省庁が、どういう権限を、どういう事態に対して持つているかといったことをつづさに精査いたしまして、そしてそれをちゃんと調整し得る仕組みを設け、そして同時に、内閣総理大臣に権限を集中し、総理大臣が対外会議で決定した基本方針に従つて直ちに権限を行使していきける、そういうふうな形で実効的な効果ある施策を実施していくことの方がより重要である、こんなふうなことを考えて危機管理庁という構

想はとらなかつた、こういうことでございます。
○工藤委員 時間が参りましたので、これで終わ

ります。ありがとうございます。

○鳩山委員長 次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢でございます。沖繩に安保の見える丘という地域があります。嘉手納町にあるわけですが、沖繩にいますと、日々安保と一緒に暮らしを余儀なくされているようなものであります。

そこで、この武力攻撃事態法案、これは中でも米軍の支援、これが中心になっていくだろうと思ひます。その米軍支援の中身についてこれまでたびたび質問してまいりましたけれども、一切その中身というのが明らかになつていない、これがきょうまでの到達点です。そういう中身が明らかにならないまま、今度の事態法案の採決、いろいろなことが言われておりますが、そういうことは絶対に私は認められないと思ひます。

法案の第二条の六号のイの(2)、修正案では七号のイの(2)になりますが、ここには、自衛隊の行動及びアメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に従つて武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置、こういうことを定めているわけですね。それで、これまで、その中身はどうだと聞きまして、有事対処法制の整備の中で検討すると言つただけで、一切明らかにされていられないわけですね。

私は、本当にどんな支援内容が考えられるのか、手がかりになるようなことを過去の国会のいろいろな議論の中から考えてみました。(資料を二示す)そうしたら、一番いいのは周辺事態法の審議のときの別表ですね、周辺事態法三条の別表。それから、テロ特措法の別表。これは別表をそのまま持つてきたわけではありませんが、私なりに整理をしてみました。

そして、今度の武力攻撃事態法案の審議の中で、周辺事態法やあるいはテロ特措法に定められていた支援項目、答弁の中でかすかなりとも出て

せん。ただ、皆さんが言っているのは、憲法上、憲法違反にならないようにやるというその結論だけであります。

場面が、周辺事態と武力攻撃予測事態と違うと言いました。まあ、テロ特措法は今わきに置いておきましょう。しかし、周辺事態は我が国に武力攻撃がまだ行われていない、そのときでもそうですよね。日本の平和と安全に云々というのがありますが、どこで共通しているか。周辺事態のときも武力攻撃予測事態のときも、いわば我が国に対する武力攻撃はまだ行われていないわけですよ。そういう共通項がある。

そして、周辺事態のときには、その我が国に武力攻撃が行われていない段階の行動をとらえて、憲法違反にならないように、これは憲法上、武器弾薬の提供については慎重な検討を要すると大森法制局長官は答えているじゃないですか、そのときには、ところが、その後、中谷前長官は、あたかも憲法上の理由ではなくて「ニーズだ」と。それで、久問委員は、どこまでやれるかと。

いわば、本当に、今私が質問しているところで、どこまでやるのか、何をやるのか、ここが全く見えてこない。全く見えてこないから、この法案について、これは武力攻撃のない段階から本当に憲法違反の行動にわたるような行動に入っていくんじゃないか、そういう懸念を持つのは当然じゃないですか、官房長官、いかがですか。

○福田国務大臣 御懸念は御懸念として、ただいま石破長官からも答弁しましたように、これは、細かいことにつきましてはこれから詰めていくことにはなりませんけれども、今長官から言われたような説明で、これは考え方としては、それをぜひ御理解をさせていただきたい、今の段階ではそういうことでございます。これから詰めさせていただきますというように考えております。

○赤嶺委員 質問をして議論をすればするほど、憲法違反に重なっていくグレーゾーンというのは全く明らかにされていません。それで、周辺事態法のときには、周辺事態法の

法律の中では、憲法違反にわたらないように、基本原則の中で、「対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たらないものであつてはならない。」このようにしておりました。それから、地域支援の区域についても、憲法違反にわたらないように区域が定められました。

同じなんです。武力攻撃事態の予測事態と周辺事態とは、同じ時期なんです。その周辺事態のときには憲法にわたる重大な問題として検討を必要としていた問題が、今度の武力攻撃予測事態にできるかできないか、それは憲法上どうなんだというところについて、もつとはつきり答えるべきじゃないですか。

○石破国務大臣 おまえの答弁はさっぱりわからないとおしかりをいただきますが、どうも問題の御指摘自体が、ちよつと私もよくわからないところがありまして、つまり、こういう場合はどうなんだというケースに分けて考えなければいけないと思つていいます。

いずれにしても、私たちは憲法に反するような行動というのはできない。しかしながら、武力攻撃予測事態と周辺事態というのは、必ずしもびつたり重なる事態ではないわけですよ。そのまま放置すれば、我が国の平和と安全に云々というくだりは、これは一つの例示でございます。しかしながら、武力攻撃予測事態というのは、我が国に対する攻撃というものを念頭に置いてつくつておる。そういう事態でございますから、事態そのものが違つていふふうには私から考えております。

いずれにいたしましても、私も、我が国の責任ある政府といたしまして、国の平和と独立、これをどうやって守るか、国民の生命財産というものをいかにして守るかということにおいて、憲法を当然遵守しつつ、責任を果たすために何ができるかということで、責任を持つてこれから法律をつくつてまいりたいということでございます。国、国の平和と独立を守るために憲法にのつて本当にきちんとした法律をつくつていくということが私どもの立場でございます。

○赤嶺委員 質問の意味がわからないと言うのもう一度聞きますけれども、周辺事態のときになかったことは、しかし、武力攻撃予測事態になったときに、周辺事態と併存している場合、そういうときに、周辺事態にはできなかったことでもできることはこれからは出てくる、そういうことと、しかも、それは憲法上の問題もクリアできる、そのように考えているんですか。

○鳩山委員長 赤嶺委員、もう質問時間は終わっておりますが、石破防衛庁長官。

○石破国務大臣 繰り返しになりますが、その場合によりまして、私も、憲法の定められた範囲に従つて、国の平和と独立を守るためにきちんとした責任ある立法をしてまいりたいということとでございます。

○赤嶺委員 一切、何も明らかになりません。これで質問を終わります。

○鳩山委員長 次に、今川正美君。

○今川委員 社会民主党の今川正美です。私は、きょうは政府に対して、大きく二点にわたつて質問をいたしたいと思つてますが、まず、この武力攻撃事態対処法案の第九条にかかわつてお尋ねをしたいと思つてます。

まず最初に、日米の共同作戦計画についてであります。一九六三年の自衛隊制服組による統合防衛図上研究、いわゆる三矢研究は、朝鮮半島有事を想定して日米共同作戦を行う研究でありました。このいわゆる三矢計画、三矢研究なるものは、今回政府から示されている有事関連三法案に比べると、戦争をやるという立場から見ると実に辛らつに、例えば国家総動員体制、政府機関の臨戦化あるいは治安維持体制、機密保護、国民統制など、今回政府が提出された法案よりも中身はわかりやすいですね。

そこで、この三矢研究は、二年後の六五年に大変な政治問題になったことは御承知のとおりであ

ります。しかしながら、米軍や自衛隊の制服組は、その後も日本有事を想定した日米共同緊急統合作戦計画を政府や国会の承認も得ないまま作成していたということが、昨年十二月、明らかになりました。

朝日新聞社と高原孝生明治学院大学教授が米国の情報自由法に基づいて入手した米太平洋軍作成のコマンドヒストリー六七年版によると、六七年、六八年両年に有事計画の、具体的なそうした作戦計画がつけられていたと。しかもこれは、当時の関係者によると、毎年改定、作成をされているというふうは何つておりますが、その作戦計画の実態なり、また毎年改定をされている点について、政府に具体的にお伺いをしたいと思います。

〔委員長退席、浜田委員長代理着席〕
○石破国務大臣 実は三矢研究と似たようなものではないかという御指摘であります。

三矢研究につきましては、これは私も、何しろ物が残つておりませんので、これが三矢研究、たしかにそういうふうな、そういうふうなジャーナリズムに書いてあるものではないか私が見たことがないので、真偽のほどはわかりません。

しかし、あのときに政府といたしまして、これは政府、防衛庁として行ったものではないということでありまして、あわせて、これはシベリアンコントロールというものに反するものではなかったというふうな整理をいたしておるはずでございます。

さて、今回、委員が御指摘の、朝日新聞の一部に報道がありましたような件につきましてでございますが、このような事実につきまして、私どもとして確認ができておりません。したがって、そういうふうな事実に基づいてこのシベリアンコントロールがどうなのかということにつきましては、や、ちよつとお答えをいたしたかねる面がございます。

○今川委員 石破長官、もう一度確認ですよ。これは、先ほど申し上げたように、アメリカの情報

自由法に基づいて、明治学院大学の教授が具体的に開示請求をして、機密性を解除された上で公開された文書なんですね。過去も、私は安全保障委員会などでこういう重要な文書などに関してお尋ねをすると、そういう、米側が具体的に機密解除をして公開された文書の存在を承知しないという答弁がほとんどなんですね。こういうことで、今回、今提出をされている有事関連三法案という非常に重大な法案にかかわっても同じことが言えるんです。

問題なのは、この国会はもちろんですが、広く国民の皆さん方に真実を伝え、こういう法案でどうですかということを示さなきゃいかぬのに、こういう具体的な事例というものが、たとえ報道機関であれ、米国のそういう法律を通して公開されたものを我が国政府として知らないということに済むんですか。

○石破国務大臣 この報道は私も拝見をいたしました。当庁といたしまして、こういうようなものについては、記録も残っておりませんので、確認のしようがないということだと思っております。何せ、六七年、六八年、こう申しますと、昭和四十三年というお話になりますので、四十三年、四十二年というお話になるわけで、このことにつきまして資料が残っておりません。したがって、いいかげんなことを申し上げておるわけではございませんで、私どもとして確認のしようがないということだと思っております。

委員御指摘の、そういうシビリアンコントロールというものをないがしろにするようなことではないのだからかということにつきましては、それはそれぞれいろいろな形でシビリアンコントロールを担保するような仕組みがあるというふうな私としては承知をいたしておりますが、この委員御指摘のもとになる文書につきましては、恐縮でございますが、確認ができないということでございます。

○今川委員 それでは、石破長官、これは先ほど私、申し上げました。これは日米の制服組の手に

よって、毎年、やはり世の中の情勢は変わるわけですから、一部改定をされていっている、毎年更新されているということなんです。現時点でそういう事実というのは防衛庁としても確認できないんですか。

○石破国務大臣 内容というものをその時々情勢に合ったようにそれぞれ改定していくということは、当然のことでございます。これが日米間のものにつきましては、それぞれの場におきまして報告がなされ、あるいは2プラス2の場において報告がなされ、これはあくまで報告なわけでございます。それをそれぞれの国の、私どもでいえば防衛庁で長官の承認をとるというような形をとっておりますので、それぞれ、その事態に合ったように、時期に合ったように改定をする、改修をする、中身を改める、そういう作業は常に行っているところでございます。

○今川委員 それでは、旧日米間のガイドライン、それから一九九七年に改められた新しい日米のガイドライン、この中では具体的に、そのガイドラインに基づいて、周辺事態の場合の日米の相互協力計画、さらに有事の場合の日米の共同作戦計画、これはありますね。それで、日米制服組で、二年前の九月に、制服組同士で具体的にサイン済みだということでありませうけれども、その概要を示すことができますか、長官。

○石破国務大臣 済みません。その中身につきましては、ここでお示しをすることはなかなか困難かと存じます。

○今川委員 それでは、今申し上げた、二年前の九月に日米の制服組で既にサインは終わっているということは確認できますか。

○石破国務大臣 そこでサインを行っておるといことは、それが防衛庁として、政府として承認をしたということの意味を意味しないと考えております。

○今川委員 いや、防衛庁として承認をしたかどうかを今私はお聞きしているのではなくて、自衛隊のトップと米軍のトップで一昨年九月に共同

作戦計画なり相互協力計画書に対してサインをしたということを確認できますかとお尋ねしておるんです。

○石破国務大臣 そこにおいて署名は行っておりません。

その署名はどういうことかといいますと、それまでの作業の進捗を確認するために、行いました、BPCの共同委員長である統幕事務局長と在日米軍副司令官との間の署名でございます。それは、先ほど申し上げましたように、作業の進捗を確認するために、行ったものでございます。共同作戦計画についての検討と相互協力計画についての検討の双方の作業の進捗を確認するために署名を行って、サインを行ったというものと承知をいたしております。

○今川委員 それでは、次にお尋ねするのは、新ガイドラインでは、平時においては包括的メカニズムに基づく共同計画検討委員会、これも日米の制服組で構成されていますね。そこで計画を検討し、有事においては調整メカニズムに基づく共同調整所で作戦を調整する、こういうことですね。

そこで、この武力攻撃事態対処法案で言う、事態対処専門委員会、これと、今申し上げた共同計画検討委員会なり共同調整所との相互の関連性、いま一つは、この事態対処専門委員会の構成メンバーというのはどれくらいの人数で、どういうスタッフが入るのか、そこを御説明ください。

○石破国務大臣 済みません。具体的な人数等々につきましては、ちよつと私、今手元に資料を持ち合わせておりません。

ただ、委員もよく御存じのとおりですが、それが直接の関係を有するということには立たないのだと理解をしております。それぞれ別の事態というもの、つまり、何を調整するかということにつきましてのメカニズムの対象とする事態が違っておりますものですか、それが直接に関係をもちます。例の包括的なメカニズムという御指摘でございますが、これは、指針に基づきまして、我が国に

対する武力攻撃に際しての共同作戦計画及び周辺事態に際しての相互協力計画についての検討を初めとする日米共同作業を実施するために、自衛隊及び米軍の関係者から成る共同計画検討委員会を含め、日米両国政府の関係機関の関与を得て日米両国政府により構築をされているものということでございます。調整メカニズムというのは、我が国に対する武力攻撃及び周辺事態に際して日米が行う活動に関する調整を行うことを目的としたものであり、両国政府の関係機関の関与を得て、平素から構築し、かかる事態に際して適用されるものであるということでございます。また、ここにおける共同調整所といえますのは、調整メカニズムの一環として、自衛隊及び米軍が双方の活動

について調整するということでございます。

それぞれ物が違いますものから、それぞれが連絡をとり合うということにはございますが、相互が連関をしてということ、私としては理解をしておらないということでございます。

○今川委員 それはちよつとおかしいですね。防衛白書などでも、例えば包括的なメカニズムの構成だとか調整メカニズムの構成、非常にわかりやすく図表化してあるんですよ。

そこでは、やはり、平時における特にかねめになるところ、いろいろな物事を分析したり調整したり立案をしたりというBPC、共同計画検討委員会、これが、戦時の場合には日米共同調整所とか、あるいは、今、有事法制関連法案でも出されているような、安全保障会議を補佐する事態対処専門委員会というのは、それぞれ、平時が有事かにかかわって、きちつとした相互の関連性というのは当然あるはずなんです。

そこで、福田官房長官にちよつとお尋ねしたいんですけれども、これは昨年五月段階で、今私が申し上げた事態対処専門委員会はこういう人員構成になるのかという質問、それから自衛官が事態対処専門委員会委員となる可能性はどうかということに関して、福田長官の御答弁は、この委員会の委員には内閣官房及び関係省庁の中から局長級

以上の関係者を任命する云々とあります。それから、その際、この知見を有する幹部の中で軍事の専門家として自衛官の高級幹部を任命することはあり得るとまで御答弁になつておられるんですが、私がお聞きしたいことは、どの程度のメンバーかというのは今後検討するとなつておられるんですけれども、これは一年前の話ですから、大体、事態対処専門委員会、一番肝心なところだと思つておられる。その人員構成、それから自衛官の高級幹部といった場合に、例えば統幕議長なのか事務局長なのかという、そこら辺は具体的に固まつておられるでしょうか。

○福田国務大臣 確かに一年前に、事態対処委員会の概要を申し上げる、その説明の際にそのようなことを申し上げましたが、この法案ができましたから、通過しましてから、その具体的な人選はしなければいけないというように思つておりますけれども、いずれにしても、局長級以上の関係者というところでございますから、そこで大体の見当はつくんだらうというふうに思います。

ただ、その場合に、例えば防衛庁ではどう局長なのかといったようなこととか、外務省ではどう局長なのか、一人なのか二人なのかといったようなこともございますので、その辺は今後具体的に検討してまいりたい、このように考えておるところでございます。

○今川委員 そこで、次に移りますが、日米同盟、いわゆる日米安保条約が一九六〇年改定をされるときの密約の問題であります。

一九六〇年一月六日、いわゆる藤山・マッカーサー口頭了解事項という、あの有名な話でありますけれども、そのときの、例えば核の持ち込みに関する例のイントロダクションの問題、そうしたものが、事実上、密約として、事前協議の対象扱いにならない。あるいは、一九六九年十一月二十一日の佐藤・ニクソン会談において、沖縄返還に伴う密約の問題であります。佐藤・ニクソン共同声明に関する合意議事録にはつきりとあるわけですね。

こうした、安保条約を運用していく上で一番肝心の節目のところは、ほとんど国会でも明らかにされない、事実上密約扱いにされているということに非常に大きな懸念を持つわけですね。こうした密約だらけの安保の運用と言つても構わない、こういうことで、実際に、有事の際の事態の認定とか、あるいは事態法案にうたわれているところの対処基本方針を本場に適切に決定できるんだらうか。ここは官房長官、いかがですか。

○川口国務大臣 密約のことは安保条約の関係でございますので、その部分についてお答えをさせていただきますと、事前協議についての密約のことについてお触れになられ、また沖縄の返還についての密約のお話ございましたけれども、これについて総理大臣あるいは外務大臣がずっと、歴代の方々が答えになっていらつしやいますように、安保条約についての密約というのはないというところを再度私から申し上げさせていただきます。

○今川委員 何度お尋ねをしても、そのような答えしか返つてこないんですね。しかし、これは先ほど別の件で申し上げましたが、既にアメリカは機密文書指定のものを、一部例外を除いて、三十年を超えたと情報公開される、公にされる。それをわざわざ海をはるかなた渡つてアメリカに行かないと、日米関係の一番肝心なところがわからない。それが国会でお尋ねをすれば、今のよう、密約は存在しない、こういうことでは、およそ国民は納得しないと思つてます。

だから、本当に日米同盟、日米安保が大事であればあるほど、そういう運用にかかわる、小さなことを言っているんじゃないんです、一番肝心なところですよ。例えば、核兵器を持ち込む、持ち込まないという問題も、アメリカの方が正直ですよ。イントロダクション、つまり、陸揚げ、貯蔵しない限りにおいて、核兵器を搭載したまま佐世保や沖縄などに、日本の港に出入港を繰り返していても、これは該当しないんだという、アメリカ

の方が正直ですね。ですから、そのような、国民が、賛成反対両方あつて構わないんだけれども、なるほどと言えるような事実の確認をきちつとしていかなければ、とても危なっかしい、私はそのように思っています。そこで、今からもう九年前、一九九〇年のいわゆる北朝鮮の核開発懸念問題において、米軍は、平壤を制圧するための作戦計画五〇二七号というのを実際に作成しました。これに基づいて、我が国に対してもおおよそ二千項目ほどの、こういう支援をしてほしいといういろいろなことを出し、これを政府として一定整理をして、報道などによると一千五十九項目に整理をしてみたけれども、実際にその支援体制というのはとれなかつた、こういう経過があるはずであります。

このいわゆる五〇二七号というのは、九四年以来二年ごとに改定をしている。現在のものは、五〇二七その〇二というふうになつております。この時点では、少なくとも地上軍六十九万人を投入する、こういう中身になつていたはずであります。しかしながら、御承知のように、アフガン戦争やイラク戦争で見られたように、米軍がこの十年間で飛躍的に戦力が強化をされているということもありまして、実際は来年改定の予定が、既に前倒しをして、現在、五〇二七の〇三年版を改定作業中であるという記事を見かけました。そこでは、主に空軍、海軍の戦力を重視して、限定攻撃を加えるんだ。しかも、この改定作業には、米太平洋軍司令部で核作戦担当の米戦略軍スタッフも参加をしている。その目的は、寧辺の核関連施設

攻撃をも検討するためだとされております。こうした、今申し上げた五〇二七号作戦計画、あるいはこれが二年ごとに改定されている問題、特に今看過できないのは、申し上げたように、有力な選択肢の一つとして、少なくとも米太平洋軍のもとで北朝鮮の寧辺の核関連施設攻撃も検討項目に加えているということがありますが、我が国政府としてその事実の確認なり、どこら辺まで御承知なのか御答弁ください。

○海老原政府参考人 お答え申し上げます。これは、累次、国会でも御答弁申し上げておりますし、最近では、周辺事態安全確保法のとときに当時の野呂田防衛庁長官が御答弁されておりますけれども、今、今川委員がおっしゃいました米軍の作戦計画、これは米韓連合軍の共同作戦計画のことだと思ひますが、これを我が方といたしましては承知をいたしておりません。また、いわゆる九〇年代初めの危機のときに、朝鮮半島におきます緊張状態のときに、我が方に対して、先ほどおっしゃいましたようなことを含みます、いわゆる対日支援要求というものが固まつた形で日本政府に対して提示されたという事実はないというふうな承知をいたしております。

○今川委員 今米軍の方では、ついこの間、今申し上げたような、具体的に朝鮮半島有事を想定したような米韓の合同演習、フォール・イーグルが実施をされました。さらに、今伝えられるところでは、新たに新型の機甲戦闘旅団の韓国駐留計画があるといひますし、あるいは、今の在韓米軍司令部なり在日米軍司令部を統合して、北東アジア軍司令部構想というものも浮上しているそうであります。非常に事は具体的です。

そうして見ますと、結局、今回政府が提出をしたこの武力攻撃事態法案の中で、この第九条にかかわる武力攻撃事態の認定、それから武力攻撃事態への対処に関する全般的な方針及び対処措置に関する重要事項、このことに関しまして、問題なのは、やはり先ほど包括的メカニズム、あるいは調整メカニズム、さらに事態対処専門委員会、あるいは共同計画検討委員会、日米共同調整所などを設ける申し上げましたけれども、結局のところ、この武力攻撃事態あるいは武力攻撃予測事態いづれを問わず、日米制軍の中にもはるかに情報量の多い米軍、つまり今回の場合には、より具体的に言つて、事態の認定に当たつて、その主体というのは米太平洋軍ということになるんじゃないでしょうか。これは官房長官、防衛庁長官、どちらでも結構です。

○海老原政府参考人 お答え申し上げます。これは、累次、国会でも御答弁申し上げておりますし、最近では、周辺事態安全確保法のとときに当時の野呂田防衛庁長官が御答弁されておりますけれども、今、今川委員がおっしゃいました米軍の作戦計画、これは米韓連合軍の共同作戦計画のことだと思ひますが、これを我が方といたしましては承知をいたしておりません。また、いわゆる九〇年代初めの危機のときに、朝鮮半島におきます緊張状態のときに、我が方に対して、先ほどおっしゃいましたようなことを含みます、いわゆる対日支援要求というものが固まつた形で日本政府に対して提示されたという事実はないというふうな承知をいたしております。

○石破國務大臣 それは、我が国が主体的に行うものだという事は、もう当然委員御案内のとおりでございますが、委員御指摘のように、そういうことで、実質的にはそうなってしまうのではないかと、御懸念なんでしょうかと思ひます。そういうことにならないように、先ほど委員がおっしゃいました五〇二七の改定というものは、そのことについて我が国は直接かわるわけではございません。しかし、これから先、例えば朝鮮半島で我が国と合衆国がどのように動いていくか、そういう場合に、アメリカがどういふふうにして計画を立てていくかということについては、当然我が国としても強い関心を有するべきだということに思っております。

○石破國務大臣 それは、私どもとしても、きちんとした情報を持ちませんと、そういうふうな委員御懸念のようなことにもなりかねない。そういうふうな情報をいろいろなチャネルからきちんととつていくということは当然のことでございます。しかし、ではアメリカと同じだけ、あるいはそれ以上の情報を我々が持てるか、こういうふうな言われますと、なかなか、はい持てますというふうな調子のいいお答えをするわけにはいかないのだらうと思ひます。つまり、起こっている事態というものがアメリカにとつてどういふ事態なのであり、我が国にとつてどういふ事態なのであり、この立場はまた違ふのだからと思ひます。そして、私どもとアメリカとの信頼関係、これは、委員も佐世保にずっといらつちやつて、いろいろなお立場からアメリカと日本の関係を見ていらつちやるので、私なんかよりもよく御存じだと思ひますが、本当にアメリカと日本との信頼関係というものを高めていく、そういう不断の努力の上に、幾つもの情報を総合した事象を日本にとつてアメリカにとつてきちんとシェアしていく、そしてそれが主体的な判断によつて行われるということは、私は可能なのだらうと思つています。

○今川委員 防衛庁長官、いわゆる米軍が勝手にとは言つていないんです。問題はやはり掌握している情報の量ですから、これはもう自衛隊よりも米軍の方がはるかに情報を握つていてるわけですよ。そうしますと、こういう事態の認定、今長官もおっしゃつたように、小泉総理もおっしゃつたわけですが、あくまでも日本が主体的に判断すると幾ら力んでみても、米軍が例えばここで、予測されるに至つた事態であるということと言つた場合に、それを上回る情報なり、判断の具体的な何か根拠を持たないと、米軍、米軍に對して、いや、それは違ふんだということが、反論が可能なんではないかと。

○石破國務大臣 それは、我が国が主体的に行うものだという事は、もう当然委員御案内のとおりでございますが、委員御指摘のように、そういうことで、実質的にはそうなってしまうのではないかと、御懸念なんでしょうかと思ひます。そういうことにならないように、先ほど委員がおっしゃいました五〇二七の改定というものは、そのことについて我が国は直接かわるわけではございません。しかし、これから先、例えば朝鮮半島で我が国と合衆国がどのように動いていくか、そういう場合に、アメリカがどういふふうにして計画を立てていくかということについては、当然我が国としても強い関心を有するべきだということに思っております。

○石破國務大臣 それは、私どもとしても、きちんとした情報を持ちませんと、そういうふうな委員御懸念のようなことにもなりかねない。そういうふうな情報をいろいろなチャネルからきちんととつていくということは当然のことでございます。しかし、ではアメリカと同じだけ、あるいはそれ以上の情報を我々が持てるか、こういうふうな言われますと、なかなか、はい持てますというふうな調子のいいお答えをするわけにはいかないのだらうと思ひます。つまり、起こっている事態というものがアメリカにとつてどういふ事態なのであり、我が国にとつてどういふ事態なのであり、この立場はまた違ふのだからと思ひます。そして、私どもとアメリカとの信頼関係、これは、委員も佐世保にずっといらつちやつて、いろいろなお立場からアメリカと日本の関係を見ていらつちやるので、私なんかよりもよく御存じだと思ひますが、本当にアメリカと日本との信頼関係というものを高めていく、そういう不断の努力の上に、幾つもの情報を総合した事象を日本にとつてアメリカにとつてきちんとシェアしていく、そしてそれが主体的な判断によつて行われるということは、私は可能なのだらうと思つています。

くよくよ見ますと、昭和三十年代の国会答弁においても専守防衛という言葉が出てきます。

その意味するところは、政府としては、相手からの武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また保持する防衛力も自衛のための最小限度のものに限るなど、憲法の精神にのっとりた受動的な防衛戦略の姿勢、こういうことになっております。

政府の立場で申し上げますがところの専守防衛というのは、こういうことであります。

○井上(喜)委員 かなり、状況に応じて、弾力的といえますか、幅広く解釈されるような余地があるように思われますね。

特に、武器の体系というのがその当時と今日と非常に変わってきておりまして、即時に対応しないと攻撃を受けてしまうような場合だ、たつてあり得るわけです。

それは御答弁も何回ありましたので、私、これは確認しておきたいんですけれども、じつと待っていて自分の土俵の中で守るんだ、こういう意味ではない。つまり、攻撃がもう目前に迫つたような場合は、座して死を待つんじゃないに、そういう事態につきましても武力行使ができるんだ、こういう理解でよろしいですか。

○石破国務大臣 自衛権の三要件を満たした場合には、私は、法理上は自衛権の行使としての武力の行使は可能である、これは従来から政府がとつておる立場だと承知をいたしております。

○井上(喜)委員 先週、参考人質疑がありました、六人の方が来られました意見を述べられたんですが、私はそのときに、先制攻撃ということにつきましても、先制攻撃をしないの賛否はありますけれども、理論的には一応認められるというのが大部分のお考えだったように思われますね。

ただ、その中で、やはり日本の場合は専守防衛というものをもう少し考え直すといえますか再検討

討して、今の時代に合うような対応の方がより現実的ではないか、こういうような御意見がありまして、そういうことも含まれているんじゃないかなとも思われますね。

先制攻撃がないんだけれども、要するに先制的に攻撃できる、こういうことにつきましても長官の御意見を伺いたいと思います。

○石破国務大臣 こういう話が出てきましたのは、大量破壊兵器並びに弾道ミサイルの拡散と私は連動した議論なんだろうと思っております、ある程度は、やあやあ我こそはと言つて名乗りを上げて、古式ゆかしくとかセオリーにのつとつてというか、そういうようなことをやっておるような時代ならばまだよいのでございますが、弾道ミサイルが冷戦真つただ中には二カ国しか持つていなかった、冷戦が終わるときは十カ国だった、今や四十六カ国であるという状況、そして、その上に載つていけるがところのNBCのようなものが恐ろしい勢いで拡散をしておつてという状況、そして、弾道ミサイルというものが撃たれば数分で届いてしまうという状況、それががらつと変わったのだらうと思つています。法理論上は何ら変わるものでもありませんし、我が国として、その場合の打撃力は合衆国にゆだねるという立場も何ら変わるものではないと思つておる。

しかし、本当にそれが物すごくスピードが速くなつたということ、それによつて受ける被害がまことに甚大であるということをどのように考えたらよいのだらうかという御議論、それがまたこの間の参考人との間でも行われたものだというふうに理解をしておりますし、これからまた国会の中でそういう御議論があるのかなというふうに思つております。

○井上(喜)委員 新しい事態に対応できる安全保障の体制をしっかりと検討していただいで、きちつとしたものをつくつていただきたい、こういったことを希望いたしました、終わります。

○鳩山委員長 次回は、明十三日火曜日午後一時

五十分理事会、午後二時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時十一分散会